
令和 7 年大和町議会 3 月定例会議会議録

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	槻 田 雅 之 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	早 坂 基 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	八 卷 利栄子 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	商 工 観 光 課 企 業 立 地 推 進 室 長	星 正 己 君
総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	櫻 井 郁 也
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番宮澤光安君及び4番平渡 亮君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 （今野善行君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

おはようございます。

まずは今、大船渡市で山林火災で避難されている方々にお見舞いを申し上げますとともに、また消火に当たられている各消防署員、消防団の方々に心から感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、通告に伴いまして、一般質問を開始いたします。

1件目でございます。体育館施設への冷房設備の設置を考えてはございます。

近年の地球温暖化によるものと思われる夏の暑さは異常とも言えるところであります。本町には多数の体育館施設、総合体育館、各小学校体育館、その他の体育施設がございます。

最近では、夏場の高温多湿な体育館での運動は熱中症の危険性が伴うことから、体育の授業や各種大会の運営に支障を来している状況が多くなっていると聞いております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

体育館施設への冷房設備設置については、これまでにどのような調査または検討が行われてきたのでしょうか。

2 要旨目、現在の各施設への設置計画や進捗状況をお尋ねいたします。

3 要旨目、冷房設備を設置する場合、その費用とその後の運用費用についてお尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

皆さん、おはようございます。

それでは、馬場良勝議員の、体育館施設へ冷房設備の設置を考えてはのご質問にお答えさせていただきます。

近年の地球温暖化の影響により、夏場の高温多湿な環境下での運動は熱中症リスクを高め、大会運営にも支障を来す状況となっております。

特に、体育館は屋内でありながらも気温や湿度が上昇しやすく、適切な対応が求められる施設の一つであり、町といたしましても今後も安全かつ快適にスポーツを楽しめる環境を整えるため、実効性のある対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

初めに1 要旨目の、体育館施設への冷房設備設置について、これまでどのような調査または検討が行われてきたのかについてお答えいたします。

総合体育館につきましては、施設の現状把握のため、必要に応じて熱中症指数計を用いて館内状況の計測や、担当課において館内の状況調査、利用者からのご意見なども参考にさせていただき、熱中症リスクの軽減や利用者の安全確保の観点から、冷房設備の必要性が高いことを確認しております。

このような中で、施設の構造上の問題や費用対効果、設置に要する工事期間などを総合的に検討した結果、スポットエアコンの設置に向けての検討をしていたものでございます。

次に、各小中学校体育館では令和元年度に普通教室や教職員室に空調設備の設置をしておりますが、特別教室や体育館への設置はしておりませんでした。

しかし、県内では暑さ指数が厳重警戒以上を示す日が年々多くなってきており、特に令和5年度にはその暑さが9月下旬まで続くなど、全国的にも熱中症による事故が多く発生しておりました。

このことから、未設置となっております箇所への設置を検討し、学校体育館につきましても熱中症対策といたしまして、大型のスポットエアコンによる運用を想定し、設置に向け検討を行い、現在、特別教室への空調設備設置工事と合わせて体育館でのスポットエアコンを使用するための三相200ボルトのコンセントを設置することとし、進めているところであります。

そのほか、体育施設につきましても総合体育館と同様に、公共の体育施設として一体的に検討を進めてきているものでございます。

次に2要旨目の、現在の各施設への設置計画や進捗状況はについてお答えします。

総合運動公園では令和7年度中の設置に向け調査を進めてまいりましたが、その過程において、スポットエアコンを設置した場合、電気容量が著しく不足することが判明いたしました。現在、電気容量等の増設工事に向けた調査を進めているところであり、令和8年度の早い時期の設置に向けて計画してまいりたいと考えております。

なお、令和7年度においても何らかの対策を講じなければと考えており、現時点では館内に簡易的なクーリングシェルターの設置などを検討しながら、利用者等の皆様が安全に活動できる場の提供を目指してまいりたいと考えております。

次に、各小中学校体育館につきましても、今年度内の完了を目指し、工事に着手しているところではございます。しかし、一部の工事の入札において入札不調が続き、工事を予定していた7校のうち3校が現在も未契約となっているところでございます。

その他、体育施設につきましては、総合体育館への設置後に優先順位を検討しながら、設置等の対策を講じてまいりたいと考えておりますが、それまでの期間におきましては大型扇風機などを設置しながら、状況を確認してまいりたいと考えております。

3要旨目の、冷房施設を設置する場合、その費用とその後の運用費用はについてお答えいたします。

総合体育館では、大型のスポットエアコン6台の設置を考えた場合、導入費は2,000万円程度、電気容量の増設工事費が3,000万円程度の費用がかかるものと現時点では考えております。設置後の運用費用につきましては、計画している6台を一日中稼働した場合の1日当たりの電気代料金は6,000円程度の見込みとなっております。

また、設置を計画している令和8年度へ向けては、暖房設備同様、冷房設備の料金を新設するほか、体育施設全体の使用料金の見直し、料金改定も必要ではないかということで、検討も必要であると考えております。

次に、各小中学校への体育館へのスポットエアコン設置にかかります費用としましては、スポットエアコンが使用できるコンセントを設置する部分にかかります工事費として、全体で約7,000万円、スポットエアコン本体は、小学校の大規模校及び中学校に各2台、小規模校に各1台を購入する想定で、全体で約3,600万円を見込んでおります。また、運用費用としましては、体育館での使用に伴います電気料金が全体で年間150万円になるものと見込んでおります。

そのほか、体育施設につきましては、総合体育館の設置後に検討しながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

ただいまご答弁をいただきました。ご答弁に基づいて、再質問を行いたいと思うんですけども、まず今回この質問をするに当たって、なぜしたかということ、やはり体育館を使用している町民の皆さん、そして児童の皆さんから、やっぱり暑いんだと。我々の時代ですと、私は高校時代、私の高校はバスケットの強豪校でして、私はバスケケットをやっていないんですけども、夏にストーブをたいて部活していたんですね。苛酷なことをやっているぐらい、まだそれでもいい時代だったんですけども、今、夏場、町長も体育館に入られたかと思うんですけども、相当厳しい環境になっていると思います。

町長にも、児童なのか利用している方なのか分かりませんが、どのようなお声が届いていたか。町長自身にも届いているかと思うんですけども、お尋ねをまずいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの馬場議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨年も、スポーツ少年団のバレーボールで利用される方はじめ、空手でご利用いただいている団体、そのほかフットサル団体等々、いろいろ接する機会があるわけですが、各団体様から、今の暑さはこれまでとは違うというところから、エアコンのぜひ設置をとという要望を直接いただいております結果で、現在の検討に至っているという理解をお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

お声があったということで理解をするんですが、先ほどご答弁にもあったとおり、去年、おとしから暑いわけではないんですよね。本来であれば、もう少し早めに検討されるべきではなかったかと思うんですけども、エアコンの設置について検討されたのは恐らく昨年あたりなのかな、ちょっとその辺、町長の認識がどういうものなのか。もう随分、特別教室は令和元年度からというご答弁がございました。こういう体育館について、いつ頃から検討なさっていたのか、お尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

私も、就任前の状況でありますけれども、どんなお話がされたのか、背景だけを確認しておりました。具体的に、そろそろ必要ではという声があった中ではありましたが、具体的に検討されていなかった状況でありましたので、昨年、町民の皆様方の意見を伺い、積極的にこれは検討すべきだという指示をして、昨年からの検討が具体化したという状況でございます。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

昨年からという、なかなか言いづらいご答弁だったかと思うんですけれども、まさにそのとおりかと思いますね。本来であれば、もう少し早く検討自体はやっておくべきではなかったのかな、行政としてね。やっぱり、例えば何かの大会があるときに救急車が来るとか、とても暑くて体育の授業ができないとか、学習指導要領に体育はやらなくてはいけないとなっていますよね。それなのに、どうやら体育館が暑くて今日はできませんと、じゃあ、その時間どうするんだと、秋口に持っていくかということをやろうとしても、なかなかこれは時間の関係で、教育長もいらっしゃいますけれども、できないんだそうです。私はできるのではないかと考えたんですけれども、やっぱり、コマが決められていますから、なかなかできないということらしいんですね。ですから、やっぱりこれはもう少し早めに検討をすべきではなかったかと思っているところでございます。

それから、今度新しく吉岡小学校が改築されますが、文科省から出ている国庫補助事業ですと、本来であれば断熱性確保の工事までできたんだと思いますけれども、これは検討はなされなかったのかどうか、お尋ねします。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

馬場議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

多分おっしゃっていらっしゃるのが、文科省が補助事業で用意をされている公立学校施設における体育館等への空調設備の設置に向けた事業だろうなと思うところであります。

まず、大前提のところで、吉岡の新しくできる小学校も、体育館にはエアコンの設置を前提とした工事ではなく、まだない状態での開校というのが大前提になる中でありますけれども、そのような中で、確かに体育館内全てをぎんぎんに冷やせるようなエアコンの設置が望ましいのかも分かりませんが、今の文科省の施設補助メニューでありますと、きちんとした壁、床等々含めた断熱効果のある建物が大前提で、それに向けて、一部エアコンの空調等の設備を2分の1補助するというメニューで事業化されているわけでありましてけれども、構造上の断熱性がどうだということところがなかなか、

ちょっとはつきりまだしていない部分もあって、どういう形でどういう設備を設置すればいいのかなというところで、まだ悩んでいるところではありますが、まずは緊急避難的にスポットクーラーをつけられるように、200ボルトの電源に関しては吉岡小学校は確保してありますので、まずそれを使った中で設置を進めて、まずは様子を見てまいりたいと考えている現状であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

本来は、小学校を建てるのは何十年に1回の事業ですよ。あらゆる角度から本来は断熱も施しておけばですよ、もちろん電源も準備しておけばですよ、後からこうやって、設置にまた数千万ということが必要ではなかった可能性もあるわけですよ、要は工事費に入れておけば。その補助金も要は、これは今町長おっしゃったのは令和6年に出てきたからですけども、本来であれば、もう少し探しておけば、もう少し早めに小学校の建築にも使えたのではないかと思うところもあるので、やっぱりこういう場合はもう少しいろんな情報を集めながらやっていくべきだろうなど。

総合体育館においても、やはり築年数も大分たってきておりますね。東日本大震災で、現状、天井がない状態で、あれは断熱性が恐らくないでしょうから、そういう部分も含めて、今後、施設の在り方、町長と私も何度もやり取りをしていますけれども、廃止とか、各小学校の体育館だって本当にどうなのという部分がございますから、今後そういう部分も含めてしっかり検討していただきたいと思いますし、今、補助メニューに手を挙げているものは、旧デジ田の補助メニューに手を挙げているのかな、文科省に上げていないですね。何を今使おうとしているのか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

石破政権発足後、11月に、6月の補正予算で事業化されました内閣府担当の新しい地方経済・生活環境創生交付金、この中で賄えるのではないかと、ところで、ちょ

っと実際に募集が始まってからの締切りまでの期間、かなりタイトな日程ではあったのですが、これは出すべきだということで指示をしまして、こちらのメニューに今応募はさせていただいていると。今結果待ちという状況でございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

2 要旨目でお尋ねしたいんですけれども、スポットクーラーが、私もどのぐらいの効果があるのかということをちょっと確認はしておらないんですが、この辺は行政として何か所か視察に行っておられると思うんですけれども、その辺はいかがか、お尋ねしたいと。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

デモ機をお持ちいただいて、どのぐらい冷えるのかというのを確認させていただいたことと加えて、エンジニアの方に建物等々を見ていただいて、何台設置が一番快適に使える状況なのかということを検討いただいての、6 台設置の検討であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

いずれにしてもこれは、球技はいろいろあって、町長、ご存じのとおり、私は卓球部だったんですけれども、卓球は意外と風に影響される部分が多くて、風向きとか、そういうのでいろいろ出てきたりするので、その辺も今後、総合体育館においてはやっぱり検討しなければいけないのかな、風向きとか方向とか。もちろん一番は暑さを軽減するということが大事かと思うんですけれども、いろんな角度からやっぱり見て

いただきたいなと思うところでございます。

それから、後から後からこういう問題が出てきてはいるんですけども、電気容量が足りなかったとか、これで3,000万円、7,000万円とか、ちょっと、ううんとは思いうところもありますけれども、人の命には代えられませんので、この辺はしっかりやっていただきたいと思います。

時間がないので、3要旨目なんですけれども、やはりここは使用される方の負担という部分も私はある程度いただいても、それは仕方がないのではないかと。150万円とか、そういう金額が出ておりましたが、設置に数億かかるわけです。そういう意味では、何年かすると今度メンテナンスとか更新とか必ず出てくるわけですから、その辺の考え、いま一度、町長にお尋ねします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

学校施設は、ちょっとまた考え方を別として整理しなければならないであろうと思いますが、基本的には総合体育館等々、有料でお貸しする施設につきましては、これまでの暖房費と同じような形で、冷房費というような形で、一部を利用者の方に負担をいただくよう、料金改定も来年に向けて検討していく前提で、担当課には指示をしております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

何よりもスポーツをしている人たちが体調を崩すことなく行っていただきたい。それから、これから地域移行も出てきているはずですから、体育施設を使用する頻度が増えるのか減るのか、ちょっとそこはまだ今、検討段階だとは思いますが、使うことになってくるんだらうと、屋外がなかなか使えなければね。そういうこともありますので、ぜひ、優先順位という言葉が使われますけれども、どこでも使ってい

るわけですから、その辺は検討しながら、また事業のカリキュラムをしっかりとこなせるように進めていっていただきたい。

とにかく、こういう補助金とかはやっぱり少し早めにつかむということがすごい大事、町長もつかむのは早いんですけども、もっと早いところはもう少し早くつかんでいるんですよね。そういう意味では、いろんなところにアンテナを張って、やっていただければと思いますので、何よりも町民の生命のほうを守れるようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。これで1件目を終わりたいと思います。

よろしいですか。それでは、2件目でございます。高齢化が進む各地区の存続についてお尋ねいたします。

我が国における少子高齢は急速に進み、本町でもその対策が大きな課題となっております。吉田、鶴巣、落合の各地区の高齢化率は既に40%を超えており、20年、30年後には行政区の存続すら危うい状況ではないかと考えております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

1 要旨目、各地区の少子高齢による影響をどのように捉えておられるでしょうか。

2 要旨目、今後の地域コミュニティーの維持、地区の維持といってもいいのかもしれませんが、町としてどのような施策が必要であると考えておられるでしょうか。お尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に、高齢化が進む各地区の存続についてにお答えいたします。

初めに、民間の有識者で組織されます人口戦略会議において、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートが令和6年4月24日に公表され、西暦2050年に全国1,729市町村のうち約4%に当たる23市町村だけが自立、存続可能のある市町村ということになりましたという発表がされました。約40%の744市町村は消滅可能性自治体として公表されたところであります。

本町は西暦2020年の人口が2万8,796人に対し、2050年の出生数と死亡数によって変動するものと仮定した場合に、封鎖人口は2万5,337人、転出入を想定した移動想定人口は2万6,953人という予想結果が示されました。その他の自治体として分類をされたところであります。

それでは1 要旨目の、各地区の少子高齢による影響をどのように捉えているかについてお答えいたします。

本町は、仙台市や名取市から、北は大衡村の仙台北部工業団地まで、1 つの仙塩都市広域圏区域内で、住宅、工業・流通工業団地の開発や、それに伴う都市計画街路等のインフラ整備を行いながら、市街化調整区域や、県や構成市町村と調整しながら市街化区域を拡大し、すみ分けによる職住近接のまちづくりを進めてまいりました。

吉岡地区や、もみじヶ丘、杜の丘地区等は、仙台市と隣接した地理的条件や企業誘致により、住宅市場については需要があるものと認識をしております。

一方で、市街化区域以外はほとんどが農村地区であり、農家等住宅や既存住宅以外の建物は原則建築が難しい市街化調整区域があることや、全国的に晩婚化や独身傾向、さらには定年延長にあることなどから、地域の町内会等活動の人材不足となっている地域もあると認識をしております。

次に2 要旨目の、今後の地域コミュニティの維持は大和町にとって重要な課題であると思うが、町としてどのような施策が必要と考えるか。

今回の議会定例会で、複数の議員各位から同様の趣旨の農村集落等の人口及びコミュニティ維持に関して一般質問があるところで、回答が重複することがありますが、町としまでも最重要課題であると認識しており、あらゆる角度から検証し、施策を検討しなければならないと考えております。

現在、改定作業を進めております第五次総合計画での住民説明会でも、テーマとしてご意見を頂戴してまいる考えであります。今後の人材不足に対応するためには、A I や外国人の活用が必要と考えております。

行政事務におきましては、今後もA I 活用を推進し、職員については、A I ではできないような事務に傾注する必要があることから、町民等の心証を酌み取りながら、対人対応能力を念頭に職員力の向上を図る必要があると考えております。

次に、現在、外国人登録者数は技能実習生を中心に約400名となっており、この方々の支援も必要と感じているところであります。互いの文化を理解し、共生するためには地域住民の理解が必須でありますことから、町内在住者等、外国人との交流事業を実施してまいりたいと考えてございます。

また、令和7 年度からは、住民活動の基本である各行政区が地域行事等の各種活動を実施する場合には、均等割と世帯割の算出による補助金交付を実施する予定でございしますが、議員はじめ町民皆様のご意見をいただきながら、時勢に合った施策を検討、実施してまいる考えでございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

ご答弁をいただきました。少子高齢、イコールなのかもしれませんが、人口減少ですね。過日の宮城県の予算の報道でも、人口減対策に最重点ということでございました。

町長の考える人口減対策に有効な対策はいっぱいあるんでしょうけれども、お尋ねしたいと思います。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、なりわいの確保というところが一つあるかと思います。農業をなりわいになる方ももちろん結構でありますし、企業にお勤めになられて、企業活動に入られる方、それももちろん必要であります。まず、なりわいの確保、加えて、家族が持てる環境、家族が持てる、イコール、お子さんなりを安心して育てられる、そういう地域づくりが必要だろうと。その、まず2本柱で、その上では、やはりインフラ含めた道路等々の整備も必須であろうと。ここの3本柱をうまくかみ合わせていく必要があるのではないのかなと考えてございます。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

これは、それも大事なんだろうけれども、本当に喫緊の課題ですよ。我が鶴巣で言わせていただければ、今年の入学生児童は2人、複式学級が2つということでございますし、資料も提供をいただいたんですけども、10年前だと高齢化率30%ぐら

いだったんです、各地区。今、見せていただくと、私が質問で上げさせていただいた地区は40%超えている。もっと絞っていくと、50%超えているところもあるんですよね。

そういう意味では本当に急速に、例えば一家族、二家族、来ただけでは、とてもではないけれども、その地域はもっていけない現状があるかと思うんですけれども、その現状認識で町長も一緒かどうか、お尋ねします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まさに大きな問題であろうと思っているからこそ、特に、なかなか市街化調整区域、これをいかに市街化編入をしていくのかという動きを加速する必要があるだろうということから、特になかなか、広く学校周辺のエリアまで市街化調整区域がかかっている場所が落合と鶴巣になるわけでありますけれども、一部、落合に関しては編入できる用地を確保しているところもありますので、今年度、令和7年度の新しい予算の中でも、鶴巣地区の編入化に向けた検討を進めることを事業化している点を見ていただければ、そういった動きが必要であるという、同じ認識であるということでご理解いただけるものと思います。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

予算に鶴巣地区の地区計画でしたかね、検討するという言葉がございました。今、農業関係でも地域計画でしたかね、将来この農村地域をどうやって、やっていくか。これも実は、既に後継者のいないところに言ってもなかなか、じゃあ企業に新規参入させるのかとか、実際、町長もお感じになっているし、私も感じていると思うんですけれども、10年か20年、施策として遅いのではないかという感覚が、もうこと、ここに来てはですよ。我々、今50代ですけれども、これから25年たつと、2050年問題というものがあって、我々のときは203万人だったかな、1974年あたりかな。今、全国で

生まれる出生数、70万人台なんですよ。それだけを見ても、データですけれども、どう見ても国全体の人口が減っている。

もちろん、みんな便利なところに行く、仕事があるところに、東京、仙台に行く。我々、子供の親ですけれども、子供たちには夢を持って、大谷翔平のように世界へ出ていけと言っておいて、やっぱり家さ戻ってきてほしいんだよなんて、ダブルスタンダードになっているような気がするんですけども。

今、町長は子供たち、教育に力を入れる。やっていただいて、それは大変ありがたいんだけど、子供たちに夢を持つと言っているけれども、逆に言うと、でも、やっぱり家継いでほしいなという気持ちと、これは昔の、私は昔の考えだと思うのね。でも、それが何か邪魔をしているような気がするんだけど、町長、いかがですかね。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

いろんな、やっぱり多様な生き方があっていいと思うんですよ。一旦離れてみて、見るふるさと、または全く違うところから見て、別の地域を思う見方、いろんな多様性があるといいだろうと。働く場所も都心だけではなくて、いろんなITの進展に伴い、働き方も大きくこれから変わっていくだろうという中で、若い自分は都会で暮らしたいけれども、ある程度年が行ったら、逆に田舎暮らしをしたいというような思いもお持ちになられる方もたくさんいらっしゃる中でもありますので。

確かに、もっと早くやっていけばという部分は、私もそこは否めない部分がありますが、そうは言いながらも、今やらなければ、これから先、50年、100年、変わっていかないんだろうなという思いから、今やれることをやるべきだろうという思いでありますし、確かに子供にはダブルスタンダードで、家を守ってほしいという部分と、いやいや自由に羽ばたいてほしいという部分、それもあるのも親心なのかなという思いもありますけれども、基本的にはいろんな選択をして、そこで別な生活がいいというふうな、進路を変えられた際に戻ってこられる場所をきちんと残しておくということも必要なのかなという思いで、まず本当に皆さんがいろんな多様な生き方が受け入れられるような、そんな場を残しておきたいなと、そんな思いであります。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

1 要旨目で、ご答弁の中で、役員の成り手不足とかで、いろいろ述べて、全くそのとおりなんです。人がいないんですよね。

この間、全員協議会のときに町長も少しお話しになられましたけれども、やっぱりこれから地域の在り方というか、そういうものを地域の方々が話せる場を、行政がつくるのか、地域の方々から自発的に来るのか、これはまた別な話になるんだけれども、本当にそれをしっかりやっていかないと、いざ、日本人はどうも眼前に来たときだけ対応する人種らしいんですよね。そうではなくて、やっぱりもう、こと、ここに至っては、町長、今の部分も大事だけれども、10年後、20年後と、私が見ただけでも、ちょっと絶望感がありますよ、25年後、自分が75歳になったとき、ここに誰もいないだろうなということは。

そういう意味では、私も含めてですけれども、今皆さん、あんまり危機感、今は人がいっぱいいますから、高齢者も含めて。今はね。けれども、その後のこともやっぱり考えていかなければいけないし、今ジェロントロジーという言葉が、私もこの間、ある研修に行って教えていただいたんですが、高齢化社会工学、いろんな解釈があるようですけれども、そこは人口構造の急速な成熟化を衰亡にしない知恵という、いろいろ訳はあるんですけれども、例えば高齢の地域でも、その方々が一生懸命いろんな課題を探って解決策を考えてやっていくというのがあって、昨年、我々有志で山形県のほその村でしたかね、行かせていただいて、まさにこれはジェロントロジーだなと思ったのは、その方々も、組合長さんか、会長さんだったかと思うんですけれども、10年以上前から、この地区なくなっちゃうよと、やばいよということで、地域の方々とお話し合いをして、じゃあまずは地域の魅力を発見しよう。それをまとめて、じゃあ今度働く場をつくろう、じゃあ今度働く場をつくったとき、そばとか食事を提供する場所だった。そこはお母さんたちが、最高齢で80歳近い方がいらっしゃったのかな、そういう方が働いていて、もちろん日当も払っている。今度、その食材はどうなるかという、そこは、山形はそばですから、耕作放棄地を使って、もちろんただ同然でと言っていましたけれども、やってもらえるならということでソバを作って、ソバの粉をそばにして、お店で出している。今度は、今年度からだと思うんだけれども、今

度ワラビ農園を遊休地というか、使ってやるということで、非常にこれはまさにジェロントロジーに当てはまるような、課題解決に当てはまるようなものだったので、ぜひ興味のある方は行っていただきたいなと思いますし、参考にさせていただいて、我が町でもやっぱりできるものもあるかと思うんですね。

いろんなところにいろんな事例がありますから、一番は、片やそういうものを持ちながら、それからもう一方では、やっぱりある程度の地域の合併ではないけれども、2地区を1つで運営していくとか、そういう考え、やっぱり町長のおっしゃるとおりだと思うんですよ。その点について、いま一度ご答弁を。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、ジェロントロジーのお話と、あと、ほその村を視察に行かれたというお話がありましたけれども、大和町内でもやっぱり具体的に今そういう事例が出てきていて、吉田の沢渡地区等々ではカヤの木を一つの地域のシンボルとして立ち上げられ、蛍をみんなで鑑賞しようというような動きをされている中、実際に田舎暮らしをしたいということで移住されて、そこでご結婚されて、お子さんをもうけられてという方々もいろいろ増えてきている中、やっぱり各地区の方々にまずは集まっていただいて、危機感を共有していただいて、ここにしかないもの、何かその地区ごとの魅力を見つけていただくことが大事だろうなという思いの中で、まずは集まっていただいた際に話題をいろんな形で広げていただく上でも、ぜひ今回補助金を新たに交付させていただく、補助金をうまくご利用いただきながら、その地域が何を生かして、地域がどうやったら持続可能なのかということをやったり地域の皆さんにまず本当に考えていただくことが大事であって、その答えの一つが、合併したほうが持続可能なのではないのかと検討なりを、そういう答えを出される方々も中には出ていらっしゃるのかなという思いがありますけれども、町としては、まず地域の主役は地域の方々ですから、地域の主役は。地域の方々がもっと集まっていただいて、ご相談して、いろんな活動をしていただけるよう、これからも応援してまいりたいと思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

熱が入ってしまって、時間がなかなか、なくなってきたんですけれども、2要旨目でお尋ねしたいと思うんですが、2つ一緒に聞きますけれども、町長の考える行政区の最低維持戸数はどのぐらいにお考えかということと、地方創生10年です。効果はありましたか。その2点お尋ねします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

理想的な戸数ということでの再質問でありました。何の裏づけもない中ではありますけれども、やっぱり70、80以上、この辺がいいラインではないのかなという部分と、あと上限もある程度あるんだろうなという思いがございます。

加えて、地方創生に効果があったかというところでありましたけれども、あった地域ももちろんあると思いますが、なかなか、その後の持続可能なものになっていない取組もあったのかなという思いがしております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

私の思っている戸数よりも多めの戸数を言われたので、私もちょっとびっくりしたんですけれども、私は最低30ぐらいでも、それ以下で今やっている地域もありますから、そのぐらいでもいけるのかなとも思いますし、これは見方なので、何の根拠も私もないんですけれども、現状で言えば、やっているところもありますから。今後、そういう再編も含めて、人口5,000万人になると市は300から400という総務大臣が答えになって、まさにそのとおりなんだろうなと思いますので。

集約と分散もこれから、町長、考えていかなければいけない。大きな目で見れば、

便利なところに高齢者が住んでいただいて、不便なところに若者が住むというのが本来の、私は形ではないかと。もちろん車も運転できるしね。そういう意味では、今後、高齢者住宅とか、そういうことをいろんな面から考えていっていただいて、ぜひ、持続可能とよく言いますが、なかなか普通に生活しているとそこまで思いがけない部分もありますから、行政も入りながら、ぜひやっていただきたいと思います。と思っています。

1月の、たしか発表だったと思うんです。たしかそうだったと思うんですけれども、IMFですね、1月の時点での日本のGDP、マイナスの0.2だったそうです、成長率。ほぼほぼアジア各国にも抜かれそうな勢いだと聞いております。それぐらい消費もなかなかうまくいかないし、今国会でもいろいろ議論されていますけれども、ぜひ、いい町にしていくように今後もやっていただきたいし、昭和でいえば100年、戦後80年、大和町制70周年の節目の年でございます。

今、日本が何が最も注目されているかというと、この少子高齢をどうやって乗り越えるのかというのは世界で一番、そこだけ見ているそうです。経済状況とかではなくて、この危機的な状況を日本がどうやって乗り越えていくのかということを見ているそうですから、皆さんで力を合わせて、何とかこの難局を乗り切っていきたいと思っています。

時間がないので、3件目に入りたいと思います。3件目でございます。大和町土地開発基金条例の運用についてお尋ねいたします。

令和6年9月定例会議において、大和町土地開発基金条例が可決成立いたしました。この条例は大和町第五次総合計画に基づき、公共の利益のために運用されるべきと考えております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

本条例の第1条には、「公用もしくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得」何がしとございますが、町長及び執行部が、第五次総合計画等に計画がない場合、または町民からの要望等がない場合でも、第1条の設置目的にある「公共の利益に資する」に合致すると判断すれば、該当する土地を取得できるという解釈になるのか。お尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に、大和町土地開発基金条例の運用に関するご質問についてであります。

土地開発基金条例につきましては、令和6年9月定例会議において、公共もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、町の施設等において必要と認められる土地を適期に取得することが可能となるよう制定したものであります。

背景といたしましては、近年、本町内の土地は上昇基調にあり、民間土地取引等が活発化をし、本町内、特に吉岡地区をはじめとした中心市街地の活性化を図るため、必要と認められる土地取引等が多く出てまいりました。

ご質問にあります、土地を取得するかどうかの判断につきましては、各種届出等により、土地の異動予定等が確認された場合には、町としての将来的な利用方法等を確認し、必要と認められれば購入する方向で土地所有者との交渉を行いますが、基本的には総合計画をはじめとした本町の各種計画に沿った施設整備等での活用が図られることが前提となるものであります。

今年度におきましては、土地所有者の依頼に基づき土地を購入した例もございますが、当該土地につきましては本町の中心地であり、今後、町の活性化、にぎわい等を創出するためには必要不可欠な土地であること、住民懇談会等においても、にぎわいの拠点づくりのため購入すべきとの意見もあったことなどから総合的に判断し、土地を購入したところであります。

町としましても、将来の利活用が不明確な土地については取得できないものと考えておりますが、町内におけます民間取引の状況や現在所有する町有地との位置関係など将来性が見込めることや、総合計画との整合性、町民の声などを総合的に見極めるとともに、庁内関係課等を交えた協議を行い、その必要性を慎重に判断し対応してまいりたいと考えております。

なお、現在所有しております町有地で将来の活用が見込めない遊休地につきましては、近隣の民有地と一体活用が可能なケースなど町の活性化につながることを期待される土地も想定されますので、それぞれの土地で売却すべきと判断される町有地につきましては、売却することも検討するなど、公共施設、公有地の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

ご答弁をいただきました。ちょっと歯切れが悪いかなと感じました。購入できるんですか、できないんですか。単純にお尋ねします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

町の将来計画に基づいて有益なものであるということで、庁内での関係課長等々の合意が得られれば購入できるものと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

明確にご答弁をいただきました。私がお尋ねしたことは、総合計画になくても、町民からの要望がなくても購入できるのですかという質問でありました。町長は今、やっぱり慎重に検討すべきというご答弁もいただいておりますが、購入できるという今のご答弁だと、私の理解だと、頼まれたら買うというふうに聞こえたんだけど、私が間違っていますか。その辺の認識を伺いたい。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えさせていただきたい。

頼まれたから買うではないと思います。基本的には、やっぱり将来的な町の今後の50年先、100年先のビジョンを考えたときに、面的な整備なり考えた場合に、必要性があるのかなのか、そこが重要であろうと思いますから、決して所有者から頼まれ

たからとかという話ではもちろんなく、将来的ないろんな公共施設の配置または建て替え等々も考えた中での大きなビジョンで考えるべきだろうと考えております。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

そのとおりです。やっぱり将来的なビジョン、要は計画ですよ。それを結局示してから買うのであれば、今回というか、40番地でしたか。あそこはやっぱりある程度計画ができていて、町民のもちろん声もあり、その上での購入だったので、私もなかなか、町が不動産購入というのは、よほどの開発行為とか、そういうことがなければいかなものかと思っていたんですが、やっぱりあれは地域の方々の要望が強かった部分もあったし、その前段で、図書館というお話もあったけれども、町の方たちは、地域の方たちは、もう少し前にやることあるだろうということで購入を決められました。

やっぱり町が購入する場合は計画をしっかりするべきだと私は思っておりますので、ならば早めに、これから同僚議員がいろいろ質問をされるかと思います。やっぱりどういう町にするのかというパースというか、町長、私は何度もお話しさせていただいていますけれども、計画は計画で分かるんです。でも、将来の町のどういう格好にするというのは、例えば市とかに行くと、あるんですね、市長室とか町長室に。そういうものが必要だと思うんですけれども、いま一度ご答弁を。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

本当に目に見える形での将来像、確かに必要なんだろうと、なお今思っております。どちらかと、ここ数年は、ある設備、施設にぎゅうぎゅうに何でも詰め込みましょうという感じがしていて、本来様々、貸し館機能があるべき建物であったものが、何かどんどん貸し館機能がなくなり、何かの特別な施設になったりしている現状もあるものですから、職員とともに、どういう配置でというか、青写真を本当に描くべきだろ

うという時期であると認識をしております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

土地の購入に関しては、しっかり計画を立てた上で購入すべきだと私は思いますし、今の町長のご答弁どおり、目に見える形のまちづくりというものもすごい大事なんだろうと思います。やっぱり第五次総合計画は第五次総合計画であるんだけど、じゃあ、この部分が福祉なのか、この部分がどうなっていくのかというのは、町民はなかなか頭に思い浮かばないんですよ。逆に地域に住んでいけば、なおさら。そういう意味では、大和町はこういうふうな町で発展していくんだというようなパースを、例えば宮城大事業構想学群とかありますから、ぜひ町長も今後検討して、目に見える形、町民の見える形に、いい町にしていっていただければと思うところでございます。

以上で一般質問を終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時09分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

7番佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

本日2人目ということでありますので、今、何か徒競走のスタート台に立っている

ような緊張でありますので、簡潔な答弁をひとつよろしくお願いします。

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まずは1件目でございます。私からは2件ということでよろしくお願いします。

空家対策についてでございます。

空家対策協議会条例が令和4年6月に定例会議において議決され、同条例に基づき空家対策計画（概要版）が策定されています。

その後の対応など、以下について問いたいと思います。

1 要旨目、令和3年5月から9月までに実施された実態把握調査では、空き家・空き店舗バンクを利用希望しない旨の回答が多いとあったが、どのような理由が考えられるかであります。

2 要旨目、特定空家等は法に基づくため慎重に対応しなければならないと思うが、町内における該当する物件について、庁内連携会議ですね、役場内の連携会議で検討し、同協議会で対策が協議されているのか。

3 件目、固定資産税等の課税標準額の特例があるため、家屋解体をしない、税額が上がるので平地にしないなどの事例が多いのではないかと見直す考えはないかでございます。

よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

佐々木久夫議員の空家対策についてのご質問にお答えします。

初めに、令和3年度実施の調査における、空き家・空き店舗バンクを利用希望しない旨の回答が多い理由についてであります。

令和3年度に実施いたしました空き家・空き店舗状況調査につきましては、各地区区長に空き家等の有無及び状態確認の依頼をさせていただき、報告内容を基に職員で現地確認をしております。

また、その結果を基に、空き家所有者173名に対して、空き家等に関する意向調査を実施しており、空き家・空き店舗バンクへの登録希望の有無を伺っておりました。回答の内訳につきましては、全回答件数77件中、「希望する」16件、「希望しない」41件、無回答20件の結果であったものです。

「希望しない」が多い理由については、老朽化、破損により活用が難しいこと、リフォームをしないと活用できる状況ではないことが要因と考えられます。

次に2要旨目の、特定空家等該当する物件について、庁内連携会議で検討し、協議会で対策が協議されているのかについてであります。

町内の空き家については、令和3年度に実施しました空き家・空き店舗状況調査の結果として173戸把握されている状況であります。

特定空家等の認定については、外観調査や敷地内への立入調査等の必要があり、その後、庁内連携会議での検討や空家等対策協議会での協議が必要となるものであり、これまで認定実績はないものであります。

本年度、町内の空き家戸数の把握及び該当空き家の状況等を把握するため、空き家等実態調査を業務委託により実施しており、町で把握している空き家情報及び民間で所有する空き家情報を統合して調査を行っている状況であります。

これまでの町で行いました空き家調査では、建物の外観からの状況確認を行っていましたが、本年度の調査実施に当たっては、宮城県からも意見をいただきながら、より詳細な環境的側面を含めた調査項目を設定し、建物不良度判定及び環境等不良度判定を行っております。

今後は、調査結果を基に精査した上で、庁内連携会議での検討及び空家等対策協議会での協議を行う予定として考えております。

次に3要旨目の、固定資産税等の課税標準額の特例があるため家屋解体しない、税額が上がるので平地にはしないなどの事例が多いのではないか。見直す考えはないかについてであります。

住宅用地に対する課税標準額の特例は、住宅政策には税負担の増加を緩和することが必要との国からの考えから昭和48年度に制度化されたものであります。

現行制度上での軽減の割合は、専用住宅がある場合は、敷地面積200平米までが課税標準額の6分の1、200平米を超える残りの敷地面積のうち、延べ床面積の10倍までの面積が3分の1に軽減され、その分の税額は減額されます。また、この特例制度は、現に人が居住していない家屋の場合でも適用しますが、①として、構造上住宅と認められない場合、2つ目として、使用の見込みはなく、取壊しを予定している場合、3つ目として、居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合などで、今後、人の居住の用に供される見込みがない場合は対象住宅に該当しないものとされております。

このため、町としての住宅用地の特例の適用の考え方につきましては、これまでど

おり法令等に従い、賦課期日におけるそれぞれの家屋に応じた客観的状況等に留意をしながら、公正公平な課税に努めてまいります。

また、平成27年5月に施行されました、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、地方税法等の一部が改正され、特定空家等、管理不全空家等の勧告がされた空き家については、さきの住宅用地の特例から除外されますことから、関係課が情報を共有し連携することで、地域住民の生命及び生活環境等の保全並びに空き家等の活用を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

それで、この条例なんですけれども、令和4年6月に出されておりました、議案50号ということで我々が承認したという経緯があります。それに基づいて見ますと、計画の概要が示され、その後、計画が示されたという経緯があります。

令和4年から8年の5年間という計画であります。この後の計画もまたされると思いますが、国、県との連絡、いろいろあると思います。それについて、今後いろんな形で相談していくということがあると思います。

それで、職員でされている庁内の連携会議、これは年に何回ほどされているか。それを聞きたいと思います。

ついでに、対策協議会があります。これは民間の人、いろんな形で入っている方がおりますよね。町長はもちろんですけれども、消防団、そして区長、法務局、司法書士、警察、不動産、建築士会、あと土木の住宅ということで、あと大学ということであります。これも実際されていたのか、今までやる必要がなかったのか。それをお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐々木久夫議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、令和4年の条例制定後というところでありましたけれども、実際のところ、区長さん方と調査をさせていただいて、173件の案件が空き家ということで認知をしたわけでありましたが、その調査自体がなかなかちょっと不十分ではなかったかと。もっと数はあるのではないかとということもあって、本年度、民間の団体とも協力をしながら、再度調査を行ってございます。

それで、本来では、その確定がした後、庁内連携会議を行うことがルールになっておった中でありましたが、前回の調査がちょっと不十分であったというところから、庁内会議はまだ開かれていないものが現状でありまして、今まさに地図情報にマッピングする形で、空き家の情報を担当課と関係する課で共有をする、今システム化を行ってございます。今年度中にはマッピングが終わりますので、令和7年度以降、初となります庁内連携会議を開催して、今後の対応策について初めて協議をするような状況でございます。

空き家対策等の協議会でありますけれども、組織はもちろんさせていただいておりまして、先ほどお話があったとおり、私を長として、あと地域住民の方、代表として、区長会の方でありますとか、消防団の方々、あと法務局、または司法書士さん等々、法務に詳しい方々に加え、警察署の方々に入っていたりして、組織をしているわけでありましたが、具体的な庁内連携会議がまだできていないものですから、具体的な対策協議にまだ至っておりませんので、令和7年度以降、協議を初めてしてまいるという状況にあるのが現状でございます。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番（佐々木久夫君）

分かりました。やっていないのでは仕方ないので、空き家の判断はどのようにしてされているか、それを聞いたかったんですけれども、なかなかそれまで行っていないということでもありますので、確かに答弁の中に、7年度にやりますよということで答弁いただいております。それをお願いして終わるような形になってしまうのか、ちょっと今悩んでおりますけれども、いずれにしろ意向調査もしたんです。実際は職員をもって。その意向調査をまとめて、計画に出されております。それに、空き家に対し

てどのようにしたらいいとか、あとはホームページでも出されておるように、空き家バンクのチラシが出ているわけですね。それらをどのようにして啓蒙するか。それが一番大切ではないかなと思っております。

調査しただけでは何の意味もないのかなと思ひまして、今回質問させていただきました。何か動きがないなということで質問に至ったわけでございますので、その辺を含めまして、この調査した内容を多分町長は見られたでしょうか。その辺から。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

概要的なところは拝見をしておりますが、まさに今マッピングしていただいている状況でありますので、具体的な報告は年度内に納品ということになるかと思ひますので、来年度、再確認をしたいなという思ひであります。

さっき、議員おっしゃるとおり、空き家を見つけることが目的ではなくて、その場所をいかに利活用して、町政発展のためにうまい形で有効活用いただくような、それが目的だと思いますので、そういった意味では状況の把握に努め、様々開示をさせていただきながら、町政発展のため有効な情報だろうと思ひますので、情報発信に今後努めてまいりたいと思ひます。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

では、再質問、いろいろあったんですけれども、いずれにしろ私は思うのには、さっき町長のおっしゃったとおり、空き家をいかに活用するか、そして、いかにして人口を増やすか、そしてまた空き店舗を含めまして、いろんなにぎわいをつくるかということで、最終的な質問になるはずだったんであります。

それで、ただいま大和町の空き家・空き店舗バンクで登録を募集していますというのを出していますよね。この効果というものは今まであったかどうか、お聞きしたいと思ひます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの大和町空き家・空き店舗バンクの実績ということでありましたけれども、令和7年の1月末現在になるわけでありますが、空き家バンクを通じて成立した案件がといていまして、事業開始からの最初の累計になりますけれども、4件ございまして、今現在登録されている物件が2件ございます。登録されている人数という意味では、これまで30名の方にご登録いただいている状況であります。そういった意味では、今申し上げた件数が実績ということになります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

今、数値まで示していただきまして、大変ありがとうございます。本来なら、もっともっとあってもいいのかなという感じであります。前回調査したときも、町の職員がやったので少ないのではないかなというような答弁をいただいたわけですから、今後、業者委託ということになれば物すごく増えるのではないかなということでございます。

先ほど同僚議員が質問したとおり、過疎地区、吉田、鶴巣、落合に関しては特に慎重にやっていただいて、早めに移住をしていただくような対策が必要ではないかなと思っております。

それと同時に、調べた中には、確かに同僚議員、市街化調整区域、非常に問題なわけでございます。今、空き家に対しても、調整区域に対しても、すぐに建てられるわけではないということに示されていると思います。空き家を含めて、土地がかなりあるわけですね。できればそこに大きな建物で2軒ぐらい建てるような形に実際、今、宅地にされているんですね。それについては、すぐにでも対処できるような形を取っていただければいいのかなと思っております。

新たにまた、市街化調整区域内だからここに建てることはできませんなんていうことになると、また大変なのかなと思っておりますので、その辺も一つ調査の中に入れ

ていただいて、努めてというか、できるだけ地元に残るような方法をしていただければと思ってございます。その点を後ほどお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと同時に、調整区域を含めまして、結構田んぼというか、田園地帯というんですか、それと加えて結構空き地があると思います。要するに、もう作らない田、山沿いにある田、そういうところというのは早めに開放できればいいのかなと思ったりしております。その辺は回答は要りませんが、頭に入れておいてほしいと思います。

それで、もう一つは、今はやりのリースバンク、町で結構一人住まいの人が住んでいるのが多い。もう後継ぎがないということを把握、戸籍かなんかで調べることは簡単にできるのでしょうか、どうか、その辺。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの佐々木議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。
町内に住民登録されている方、住民台帳では追えますが、簡単に、じゃあ、ほかに相続される方がいらっしゃるかどうかは調べるのは容易ではないはずでありまして、基本は不可能ではないのかなと思っております。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）
では、お話を変えるしかないなと思っております。
まず1 要旨目は、それで大体終わると思いますけれども、特定家屋についてでございます。
いろいろ見ますと、樹木がいっぱいというか、多分昔は植木だったんでしょうね、伸びて、その中に家がうずもれているというような状態がいっぱいあります。多分区長さん方からそういう話は受けていると思いますけれども、実際に町に相談に来られた方がいるかどうか。要するに、隣の家の木、邪魔なんだよなんて、こいつ刈ってけ

ろとかと言って、その対策は多分されていると思いますけれども、その辺をお聞きます。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいま佐々木議員のご質問にお答えさせていただきます。
空き家にかかわらず、民地に枝が伸びて邪魔になっていると、何とかしてくれないかというようなお声は、役場に確かにいただいておることは認識をしております。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）
役場で把握する、要するに連絡を受けた、その後どうなっているかをお聞きしたい。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
では、認知した後どうされているかということでもありますけれども、基本的には地権者の所有物、または建物なら建物を登記されている方の所有物になるわけでありまして、勝手に執行して切るわけにもいきませんから、基本的には所有者の方にお話をさせていただいて、対応をお願いしたいということでお願い申し上げているのが現状であります。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）
今の答弁なんですけれども、対応して、その後、聞いて、それからの苦情というも

のは来ていないんでしょうか。実際、持ち主が切ったという報告は町に来ているんでしょうか、その辺。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
個別案件ですので、一概にお答えはできないと思うんですが、結果的に、その後、地権者の方が自ら切られるケース、または地権者の方がどなたか業者を頼まれて切られるケース、何もされないケースと、それぞれあるのが現状であると報告を受けております。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）
町に報告があればよろしいんですけども、新たにまた、何だやと苦情が来るでは大変なので、速やかに対応していただきたいなと思ってございます。

いずれにしろ、樹木は非常に迷惑なんですよね。特に、杉なんかがあると、隣の方は随分杉の葉が飛んでいくわけですから、その辺の苦情が来ているのかなということので今質問させていただきまして、来ていれば、どのような対策をいただいているのかなということでした。

それで、今後、特定家屋ということでもありますので、早速3要旨目に行きたいなと思ってございます。

これに対しての税金の関係でありますけれども、この中にある税金は、何か6分の1とかということであります。これは国が来たというような話でありましたので、国に従っていると。しかし、町の条例の計画には、解除ができるんですよという文言があるような、何か見たような気がするんですけども、その辺まだ実際はなっていないと、さきの答弁でありますので、なっていないと思いますが、再確認という意味でお願いできればと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいま佐々木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、空き家の把握が必要でありまして、段階を経なければならず、まず市内の連携会議を行い、空き家対策等の連絡協議会を開いた上で、特定空家というような扱いになり、そこで扱いが決まらないと特例の適用もできない関係があつて、7年度以降、順番を踏んで、これからきちんとした、そういった手続を行うべきだろうと思っておりますので、手続を踏んでまいりたいと思っております。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

そうであれば、当然その空き家にしている方の所有物、要するに田とか山とか全てがそういう形になるわけですね。山林含めて、空き家を持っている人というのは、税金は6分の1で払っているということであります。実際、何件ぐらいあるかは分かりますでしょうかね。分からなければ結構でございますので。にわかな質問でありますので、やめます。

そういうことありますので、私は非常に税金なくしては町はやっていけないと思っておりますので、少しでもということで今質問させていただきました。税金に関しても終わりたいと思いますので、1件目は終わりたいと思います。総合的に、後ほど、次回ということで、いろんな計画、概要を含めまして、計画に基づいて実施される、民間に委託して、できたという報告はぜひお願いできればなと思ってございます。税金も含めて、公平に扱ってほしいというのが願いでありますので、今度いろんな面で町長の采配を期待したいと思います。

それでは、2件目に行きたいと思います。2件目であります。郷土芸能の伝承とはということでございます。

町内各地域に代々伝承されている民俗芸能として、辛うじて受け継がれている神楽がある。これらは保存会により、町のイベントや地区の芸能、祭り等で披露されているが、近年は継承者が少なくなり、伝統の存続が難しくなるのではないかと心配しています。町は郷土芸能の伝承をどのように考えているのか、以下について問います。

1 要旨目、現在、神楽をはじめとするお祭りなどの文化的な活動をされている団体は町内にどれくらいあるのか。それに、団体の代表者及び連絡先は把握しているのか。

2 要旨目、過去に郷土芸能に関する調査をしたことはあるのか。

3 要旨目、伝承及び継承などに関する助成金等の相談をされたことはあったか。特に、金取代々神楽は大和町指定無形民俗文化財として平成7年に指定を受け、現在も活動しているが、地域では伝承についていろいろ考えていると思うが、町の考えはでございませう。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に2件目の、郷土芸能の伝承とはのご質問にお答えします。

初めに、郷土芸能は地域の風土や歴史、生活文化の中で生まれ、長年にわたって受け継がれてきた伝統的な芸能として、地域の絆を深める重要な役割を果たしており、文化的な財産としても後世に継承すべきものと考えております。

しかし、少子高齢化や担い手不足などの課題により伝承が難しくなっているという現状も理解しているところでございませう。

1 要旨目の、現在、神楽をはじめとするお祭りなどの文化的な活動をされている団体は大和町にどれくらいあるのか。それら団体の代表者及び連絡先は把握しているのかについてお答えいたします。

町内のお祭りなどにおける文化的な活動団体につきましては、町内で長い伝承経歴を持つ神楽保存団体と理解いたしますと、吉田金取地区の金取代々神楽、宮床難波地区の難波神代神楽、鶴巣北目地区の北目神楽、落合蒜袋地区の蒜袋神楽、落合三ヶ内地区の三ヶ内神楽の5団体について認識しているところでございませう。また、それらの団体の連絡先等についても把握をさせていただいているところでございませう。

2 要旨目の、過去に郷土芸能に関する調査をしたことはあるのかについてお答えいたします。

平成3年から4年にかけて、宮城県教育委員会によって宮城県民俗芸能緊急調査が実施され、各市町村に配置された悉皆調査員によって、5つの神楽等の内容が調査、記録をされております。古くは昭和55年に東北歴史資料館により南川ダム建設に伴う民俗調査の中で、難波神代神楽の調査が行われております。いずれも町の文化財保護

委員が調査委員を務められ、記録等を行ったものでございます。

3 要旨目の、伝承継承などに関する助成金等の相談をされたことはあったか。特に、金取代々神楽は大和町指定無形文化財として平成7年に指定を受け、現在も活動しているが、地域では伝承についていろいろ考えていると思うが、町の考えはについてお答えします。

さきにお答えしました神楽団体のうち、蒜袋神楽と三ヶ内神楽は現在活動を休止しており、補助金も申請されていない状況にあります。特にこれまで相談を受けたという話はございませんでした。

また、金取代々神楽をはじめとする南部神楽系統の神楽につきましては、江戸時代の末期頃から長く継承されているもので、大切な文化財として今後の継承も期待しているところではありますが、町といたしましても、その周知のため、町のガイドブック等での紹介をはじめ、教育委員会による郷土史講座などでの紹介、また、まほろばホールでの面や衣装の企画展示、さらには郷土芸能に特化したガイヤ祭りなど様々な取組を行ってまいりました。

なお、吉田、宮床、鶴巣地区におきましては、学校教育の中でも取り入れられ、後継者育成に有効な活用がなされているものと伺っております。

町といたしましても、郷土芸能の保存、継承を重要な課題と捉え、今後も各団体との情報交換を通して、現在の活動を改めて認識し、さらに周知を図るなど、可能な支援等を共に考えてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

答弁をいただきました。郷土芸能ということで今回質問させていただいております。なかなか伝承者がいないというのが現状であります。神楽については、南部型が一番多いのかなと思ってございます。いろいろ、お祭り、家内安全、豊作祈願とか、あと厄払いとかでやっているということで、江戸時代末期というのはそのとおりだと思います。非常に、江戸時代から続いて伝承されていますので、この辺は町としては大切にしていっていただきたい、伝承していただきたいというのが最初でございまして、いろんな形で発表の場があるわけでございますが、今後町として、伝承方法は後でい

いんですけれども、神楽そのものというのは、町長の思いがあると思いますけれども、今2か所でやめたのではなくて、休みなんですか。（「休止」の声あり）休止ということのお答えでありますので、いつかまた復帰することを願いたいなと思っておりますけれども。

神楽についてでありますけれども、代々つながるということで、一つお聞きしたいことは、今5つということで登録されておりますけれども、新しい団地にできていることは多分町長は知っていると思いますので、杜の丘乃七頭舞神楽ということであります。そこについて、どういう形でここに団地の人に来て、自分のところの郷土のものを持ってきて、やろうとした神楽について、町長はどのように考え、想定してつくられたかと。町長の考えで構いませんので、よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、代表者の方がもともと岩手県のお生まれ、ご出身というところもあつての思いで、宮城県に、特に大和町に来ていただいて、住んでいただいての、その中の地域づくり、まちづくりの一環として進めていただいているものと思っております。宮城県内、様々な場所で新たな伝統の神楽として積極的にご活動していただいて、大和町の元気を発信していただいているところは本当に頭が下がる思いでありますし、町としても応援をしてまいりたいなと思っているところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

大変いいお言葉をいただきましたというのは、やっぱり地域でそういうのをやることによって、町のにぎわい、そして郷土愛をそこでやると、非常に大切なことでありますので、今後いろんな形で見守っていただいて、神楽5団体も当然同じような考えで、していただきたいなと思ってございます。

ぜひその辺も町長、今後いろんな郷土愛ということがあります。本当は伝承にもっといろんなことを、神楽以外にも聞きたかったんでありますけれども、当然文化協会で調べれば、ある程度分かるのかなと思っております。

それで、私も少し懐かしいのは、小野に小野っ子太鼓というものがありまして、小野分校が一生懸命やって継承してきた。それもなくなって、小野に子供がいるかどうか分かりませんが、非常に今、何か聞いた、どこかでやっているのかな。その辺、町長は聞いていませんか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

小野っ子太鼓、今も継続して活動いただいております、杜の丘またはもみじヶ丘のお祭り等々でも披露していただいたり、今も伝承いただいて、小野小学校の児童を中心として、今も続いている、団体で活動いただいていると認識をしております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

大変申し訳ございませんが、私の知識というか、知らないと、情報が遅かったのかなと思っております。

いずれにしろ、伝承ということは、ほかにもいっぱいあるのではないかなと思います。その辺を、最近出たものではなくて、古いものがもっとあるのではないかなと。こういう掘り起こしも町でひとつやっていただきたいと思います。と思っています。

それと同時に、もう時間が迫ってきておりますので、さっきの神楽についてでございますけれども、民族文化財、無形遺産ということで登録を、知事を通して国に働きかけているという最近動きがあるということでございます。提供いただいたんですけれども、2月28日の河北新報に出ているということで、知事の有志の方々という、宮崎県が中心になるようでありますので、ぜひ当町の神楽も何らかの形に、県のほうに

していただければなと思ってございます。

あとは伝承についてでございます。最後のほうの答弁にございました。吉田、宮床、鶴巣地区においては学校教育の中で取り入れているということもありまして、かつて金取神楽は青年団活動の際にできまして、仙台管内で優秀賞をもらって、全国大会で優秀と。それがあった後、多分文化財に指定されたのではないかなと思います。その後、30年間、吉田小学校に対して指導してきております。

そういうことを含めまして、教育長にお答えいただきたい。今後、これを町長が言うとおりの、小学校で後継者の育成のつながりになると思いますので、教育長の考えをここでちょっと聞いてよろしいでしょうか。分かりました。では、町長に聞きます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

町内小学校5校あるわけですがけれども、様々地域の伝統を後世に残していただくという取組自体、非常に貴重なものであらうと思いますし、学校の教育の中での一つの特色ということで、各地区でいろんな取組を行っていただいている中で、吉田小学校に関しては、議員おっしゃるとおり、一部伝承も兼ねて活動いただいているものと思いますけれども、生徒ももちろんであります、伝承いただく方々にもご負担をおかけするわけですが、ぜひ吉田地区のよりよい伝統というところを後世に続けて引き継いでいただけるよう、校外学習等々でご協力を改めてお願いしていきたいなと思います。時間の許す限り、学習要領の、教育の授業で許す範囲内で協力をしてもらえるよう、小学校にも働きかけてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

私がお願いしたいことは、そこだったんですが、なかなか今、学校教育に時間が取れないというお答えが返ってくるのではないかとということで心配しておりまして、伝承、教えることによって、いろんな形で自分たちも学ぶということでもありますので、

伝承は非常に大切だろうかなと、その中に、どうしても児童を交えて、練習して発表できればなということでございます。

これは学校サイドなので、教育長に時間を取ってほしいということを質問しようと思ったんですけれども、町長に答えていただきましたので、ありがたいと思います。

なお、伝承の中身をぜひ子供たちに教えて、神楽があるんだよということを伝承させていただきたいという要望がたまたまあったので、その辺を進めさせていただきたいなと思ってございます。なかなか発表する場はないんですけれども、夏祭り等で発表させていただいたり、いろんなことをやって、これが自分の教える側のほうの、自分たちの発表だと半分思っているのではないかなと思いますので、この辺のご理解をしていただければということでございます。

あとは、いろんな形で伝承についてをお願いをしながら示させていただきたいなと思っておりますので、私はここで最後に総合というか、含めて、郷土の伝承のほうで構いませんので、町長の答弁をいただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

伝承についての最後のご答弁ということで、お話をさせていただきたいと思いますが、やっぱりその地域、その地域で発祥した、または生まれた芸能、やっぱり地域のいろんな歴史の上で成り立って継承されてきたものなのだろうという思いから、非常に重要なものだろうと考えております。

やっぱり伝承したものも何らかの発表する場がないと、なかなかやる気につながらない部分もあるかと思っておりますので、いろんな形で発表の場も検討もさせていただきながら、加えて、なかなか人口減少をしていく中で、その地域に住まわれている方々だけでも伝承が難しくなってくる部分はやっぱり、よそからもぜひそういったイベントに入っていだけるような、そういう取組として、いろんな地区の一つの特徴を魅力として、まず発信をしていただいて、それに興味を持っていただく方が増えることが大事だろうと思っておりますので、町としましても協力をさせていただけるところはぜひ協力をさせてもらいながら、情報発信に改めて努めていきたいと思っております。ぜひこれからも伝承をよろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

議 長 （今野善行君）

以上で佐々木久夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後 1 時からといたします。

午前 11 時 57 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

11 番渡辺良雄君。

11 番 （渡辺良雄君）

それでは、昼食後の午後、通告に従いまして、一般質問を行います。血液が胃のほうに行ってしまっていて、ただでさえ頭のほうに回っていないのに、さらに回らなくなりそうですけれども、頑張って行っていきます。

それでは 1 件目、従来地区の子どもを増やす政策を。

本町の出生数は、2017 年が 291 人、2018 年は少し減少し 266 人、その後も減少が続き、2021 年には 186 人の状況となっております。この後については資料がなく、私には分かっておりません。

その後、本町のホームページの今年、2025 年 1 月の住民基本台帳世帯人口一覧を見ましても、従来地区、宮床、吉田、鶴巣、落合は減少し続けております。

そこで、3 点伺いたいします。

1 要旨、国や県、そして本町も子育て支援政策を進めてきておりますが、出生数減少の歯止めはかかっているのでしょうか。

2 要旨目、国はこども未来戦略において総額 3.6 兆円規模に及ぶ子ども・子育て支援加速化プランを取りまとめ、2024 年度から児童手当の抜本的拡充ほか、妊婦のための支援給付など 5 つの目玉政策を行ってきております。

しかしながら、国や県の動向を注視していきつつ、本町として独自に行うことはないのででしょうか。例えば、新たな移住者に限定した子育て世帯等移住・定住応援事業や三世帯応援事業のみではなく、同居する子が結婚し、同居または近居したくなる補

助事業を行い、親から独立する子が地域から出ていかない政策を行えないものでしょうか。

3 要旨、3 世代同居・近居を増やすための農業振興白地地域の農家住宅増加政策はないものでしょうか。

以上伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、渡辺良雄議員の、従来地区の子どもを増やす政策をのご質問にお答えいたします。

まず、町の出生数につきましては、人口動態統計より、ここ10年間で平成27年がピークで315人となり、その後は年々減少してきており、令和3年以降は200人を切ってきております。また、従来地区の人口も各地区で始期に違いはありますが、減少の一途となっております。

1 要旨目の、出生数減少の歯止めはかかってきているかについては、平成2年に合計特殊出生率が1.57と、当時の最低記録を下回ったことを期に国の少子化対策が本格化し、平成6年、平成11年、平成15年、平成22年と矢継ぎ早に対策を講じてきましたが、出生者数の歯止めはかかっていない状況であります。

次に、2 要旨目につきましては、国はこども未来戦略加速化プランとして、若い世代の所得向上に向けた取組として、1つ、児童手当の拡充、2つ目として、妊娠・出産時からの支援強化、3つ目として、出産等の経済的負担の軽減、4つ目、高等教育の負担低減を拡充、5つ目として、子育て世帯の住宅支援の5つの事業を取り組んでおります。

国の施策である2つ目の、妊娠、出産からの支援強化、出産、子育て応援ギフトの給付の際に、町の独自事業として、それぞれに5万円の上乗せを行い、妊娠、出産時の負担軽減を図っており、令和7年度も実施する方向で予算を計上させていただいております。

また、移住者への支援のみならず、子が結婚して親と同居することや、親の住まいと近隣に住居を新築する場合など補助金はないかとの声もいただきますことから、従来地区の人口の減少への歯止め対策として今後検討していく必要があると考えており

ます。

最後に3要旨目の、3世代同居・近居を増やすための農業振興白地地域の農家住宅増加対策はについてのご質問にお答えいたします。

農家世帯の子が親の近くに住居を建てる際は、もともとの住宅敷地が広いことから、その敷地を分割し、新たに建てるが多いものと思っておりますが、敷地が手狭な場合は、親が所有する隣接または近接の雑種地や農地等を転用して住宅を建てるケースもあるところでございます。

農業振興地域のうち、農用地区区域以外の土地の区分で、その他の区域、いわゆる農振白地は、農業振興地域の整備に関する法律による土地利用の制限はありませんが、農地白地に限らず、農地を農地以外の用途に使用する場合は、農地転用の許可申請が必要となります。しかし、農用地と一体的に耕作できる、また農地の利用集積に支障を及ぼす箇所などでは農地転用が許可されないところもございます。

また、当該箇所が都市計画区域内の市街化調整区域内であれば、原則的には住宅は建築できませんが、市街化調整区域設定以前の昭和45年以前からある住宅が建築されている場合は、親が所有する土地に分家住宅を新設する場合、開発許可を得て、住居の建て替えや新築をすることができるということで回答いただいております。

農村集落におきまして、親の住居の近くに建てたいということで農地転用の相談は2年から3年に1度の頻度というものが実情であります。農業者が減少する中で、親との同居や、その地域に建築され住まわれることは、農業者減少の歯止めにもつながるものと考えられるため、持続可能な農業の観点からも、現在改定作業を進めております第五次総合計画の住民説明会で、住民らの意見を頂戴しながら政策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

渡辺良雄君。

11番（渡辺良雄君）

丁寧な答弁をいただきまして、前向きに検討されるという町長の思いが伝わっております。その中でも、幾つか質問をさせていただきます。

まず1要旨目では、歯止めがかかっていないという残念なご答弁でございました。これが現実ということで、今回もたくさんの同僚議員が私と似たような心配の趣旨の

質問をしているかと思いますが、そういうことかなと思います。

それで、2要旨目で少し述べましたが、政府が昨年度から5つの目玉政策のこども未来戦略を始めたということで、本町もそれに取りかかっているというところですが、先ほどご答弁の中で、歯止はかかっているんだというところなんです。課長からの答弁でも結構なんです。昨年1年この未来戦略をやってみて、少し手応えがあったのかどうか。この辺は課長でないと分からないかもしれないんですけれども、その辺の生の声を少しお聞かせいただけたらと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

せっかくでありますので、担当課長から回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

渡辺議員の再質問にお答えしたいと思います。

こども未来戦略の加速化プランで、児童手当が昨年の10月分から拡充されております。第3子以降につきましては、かなり手厚い支給となっておりますと考えております。

また、妊娠・出産時の支援強化につきましては、これについては国の支給、それに町の独自の事業としまして、上乘せを行っております。これにつきましては、妊娠と出産時の負担軽減に大変有効ではないかなと思っております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今回の一般質問のタイトルで、従来地区の子供を増やす政策となると、幅がとても広い政策かと思うんですが、私は今日ここではちょっと、ぐっと狭めた質問をしたい

と思うんです。

といいますのは、例えばの話ですが、鶴巣にお住まいの息子さんが富谷市在住のお嬢さんと結婚するといったときに、向こうの親から、家建ててけろやと、土地提供すっからと。そうすると、息子さんは富谷市に異動ですから、富谷市から助成金、いっぱいあるんですよね。移住になりますから。大和町から富谷市に移住して家を建てるということで、富谷市から助成金が入る。しかし、その鶴巣在住のお子さん、結婚する人が、いやいや、大和町に建てるとなったら1円も出ないんですよね。

要するに、何を言いたいかというと、今の我が町の移住・定住政策というものは、よその自治体から来てくださいという政策で、中に住んでいるお子さんが、例えば結婚しようというときに、よその富谷でも仙台でもお嬢さんと一緒になって大和に住もうといったときに1円の助成策もないと。それはどうなんだろうということで調べましたところ、よその自治体もそれはやっていないんですね。どこもやっていないと思いました。いろんなところを見ましたけれども、自分のところで結婚、もちろん数も多いです。

最近、テレビ番組で、徳川家康が総理大臣になったらとかという映画が何かできたそうですね。ああいう時代でしたら、住む場所というものは、おまえ、ここに住んで、よそに住むことはできないし、生まれた子供はそこでしか住めないし、嫁をもらうこともできないから、すごく寂れることはなかったんですけども、今はほっておったら、今の状況で、よそに住んだほうが手厚い補助を受けられるとなると、出ていってしまう。

そういうことで、3世代同居というのが、国勢調査で調べた数が、たまたま発見をしたんですけども、平成12年には10.1%が3世代同居の家族と。それが平成27年になると、国勢調査上の調査で5.67%だそうです。100軒、家があるとすると、5.67軒しか3世帯同居がないと、そういうことなんですけれども、それだとすると、吉田、鶴巣、落合、宮床、そういったところの地区でそれくらいしかないということなんです。

加えて、嫁をもらう、親から独立するというときに、町の補助は得られない。よそに行ったほうが有利だと。これは我が町もそういう政策をしていますから何とも言えないんですけども、それについて町長、少しは我が町でも出ていかないようにするための政策を考えなければいけない。これについてはどのように思われるか、お尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、渡辺議員の再質問にお答えしたいと思います。

冒頭の回答でも申し上げさせていただいたとおり、同じような今の意見を一般の町民の方からも副町長とともに伺っております。

移住者支援のみならず、一旦、今ですと、従来地区にいらっしゃった方が吉岡または富谷に1回引っ越しをされて、戻ってくる方にはいろんな手厚い支援があるんだけど、そもそもずっといてくれる、住んでくれている方に何も無いのはおかしいのではないかという意見を昨年も2人でいただいた中であって、そういった意味で、子供さんが結婚して、親御さんと同居する場合、または近所に新築をされる場合、そういった場合に何らか補助メニューが必要であろうという考えから、来年度以降、制度化に向けて検討してまいりたいと考えながら、3世代同居の補助メニューはちょっと要件がかなり複雑になってきているところもあったものですから、議員おっしゃっており、このパーセンテージからいってもなかなか率も上がらない中でもあるので、それを一部見直しをかけて、来年度以降、別な形で新たな支援策を検討してまいりたいと考えておる次第であります。今後、間違いなく検討してまいります。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

ご検討いただきたいと思います。町内在住のお子さんが、そういったときというのは結構量も多いでしょうから、金額的にもどれくらいできるかということは、これは検討しないと一概に何とも言えないと思います。しかし、町長の答弁もありましたように、町内の方から既にそういう意見も上がってきているという状況とのことですので、ぜひとも前に進めていただきたいと思います。

ついでに申し上げれば、親といいますか、子供や孫のために60歳以上の親が幾らぐらい使っているかというのがあるんですね。そういったこともちょっと把握をしていただきながら、進めていただきたいと思います。これは内閣、委員会の特別調査何とかの結果の数値なんですけれども、60歳以上の親が子供や孫の支援に使う

お金で5万円未満というものが22%、80万円以上、子や孫にお金を使っているというのが28.2%。50万円以上というのは結構多いようですね、子供や孫のためにお金を使う。ここにいる議員の皆さん、どれぐらい使っていらっしゃるか分からないんですけども、結構使っていらっしゃるのではないかなとは思いますが、このお金が定住というか、自分のところに住んでもらうのに役に立っているのか、立っていないのかというと、あまり立っていないということだそうです。

ですので、こういったことも同居もしくは近居というんですか、同居もまた難しいそうなんです。おやじの声が聞こえるところには住みたくないというのがお子さんの正直な気持ちだそうですので、おやじの声が聞こえない距離に住みたいというのもありかと。そうすると、少し離れたところに家を建てるのが非常に理想的なのかなと。スプーンの冷めない距離なのかなのは分からないんですけども。

それと、もう一つ面白い統計があるんですけども、内閣で調査して、非常に興味深いんですけども、母親が同居しているところの生まれた子供数というものは2.03人、これは平成27年ですか、近居しているところのお子さんの生まれた数が2.02人、それから別居しているところは1.83人、要するに別居するほど子供が生まれる数は少ない。そういうデータも出ておりますので、ぜひとも親の近くに住んでもらって、子供をたくさん産んでもらう政策を進めていただきたい。町長は先ほど、やるとおっしゃったので、この辺を期待したいと思います。

そういうことで、2要旨目はこの程度にとどめて、3要旨目の白地ですけども、ご答弁いただいた中に、二、三年に1度の頻度ということで農地転用住宅の相談があるということでしたけれども、これは待っているだけで、来ている状況で、町からいろんなお知らせをしながらの数値ではないですよ。その辺のところを町長にお尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、渡辺議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、市街化調整区域における住宅の建築制限でありますけれども、基本的には建てられないというのがまず大前提なところがあって、なかなか、そういう中、役場サイドから何らかお知らせして、転用できませんかということでした件数では、

まずありません。もちろん、そこに住まわれた方が、どちらかというとな農家の分家的な形で建てたいというお気持ちから相談を受けている状況でありますけれども、決して役場側から何らかご案内していただいている結果ではないということをお伝えしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

タイトルのとおり、従来地域の子供を増やす政策ということで、所帯を持っておうということが狙いでございますので、親と一緒に住むと具合が悪いと。親とちょっと離れた距離だと具合がいいと。ならば、親の住んでいる家のちょっと離れた位置に建てるとなると田んぼしかない。その田んぼを工夫すれば、農家の方は建てられると。この辺からくりが、ちょっと私もいろんな本というか、この質問をするに当たって、農振法の白地、読んだのですけれども、幾ら読んでも私は分からなくなるんですが、先ほど同僚議員と話をしていると、いや、建てられるんだ、いや、建てられないんだと、4メートルの道路がなければとか、いろいろ詳しい話が出てくるんですけれども。

これは、しかし要するに、宮床、吉田、鶴巣、落合に、市街化調整区域だから一律駄目だとかと言っているのではなくて、工夫したら建てられますよというところがあるんであれば、どんどんお知らせして、住んでもらう政策も進めないと、親と一緒に嫌と言ったら進まない話になりますので、その辺のところはどうなんでしょうか。課長が詳しければ課長でも結構でございます。その辺もう少し、かみ砕いてお教えいただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員のご質問にお答えさせていただく前に、先ほどの母親同居のケースの出生率に差がある。非常に貴重なデータをご開示いただきまして、本当にありがとうございました。今後の制度設計において、様々考えてまいりたいなと思います。

渡辺議員の今の、市街化調整区域における住宅許可の話でありますけれども、まず話的に2つあって、住宅許可に関しては基本的に、私も物すごい課題だということで、就任早々、何らか緩和策がないのかというところで、担当課を通じて県にいろいろ働きかけをさせていただいておりました。

基本的に、昭和45年に仙塩都市広域圏構想に従って、広域圏に入った際に、市街化調整区域を各市町村で引いて、ここは工業用地、ここは商業用地と、用途を定める形を取った中で、一部住宅化が広がらないエリアとして規制をかけられたものが市街化調整区域なわけでありましたけれども、その中で、一つの方法がまず、前は分家以外は全く認めないという話で私も理解をしておったんですが、県に話をかけた中では、昭和45年に編入したんですが、それ以前からある建物に関しては、普通にほかのものと同じように売買をして、新築も可能です。ただし、許可申請は要ということではあったんですが、そういった解釈が新たに出てきたところがあって、それは町民の皆さんにお知らせする一つの方法として、今回複数の議員からお知らせいただいているので、これも使いながら、住民の皆さんに改めてお知らせをしなければならないなという思いであります。

接道要件等々、そのほか住宅の建築申請にはいろいろある中、ある土地が農振農用地だったりした場合はなかなか、農地の場合、農業委員会に転用許可申請と、またもう一つのハードルがありますので、それをうまく切り分けながら適地を見つけ、ご利用いただける場所をお知らせしたいわけであります。ただ、申し伝えたいことは、もともとそこに1軒あったからといって、それを分割して2軒建てていい、申請していいというものでもないようでありまして、あくまでも昭和45年以前からある建物で、きちんと何らかの形でそれを証明ができて、登記されていれば一番いいんですが、登記されていない家のほうが、その年代は多いはずでありますので。

例えば、電気の碍子の形状で昔の建物だと証明して許可をいただいた案件等々あるようですが、今のところ、1つの建物で分割とかをして戸数を増やしていいという話ではまだないものですから、その辺はまた何らか方法がないのか。加えて、地区計画を定めて、従来地区の人口を増やせないのかという取組と並行する形で動いてまいりたいなと思ってございます。

以上であります。詳しく、大丈夫ですか。ありがとうございます。

議長（今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今これだけ少子高齢化あるいは地域過疎化が叫ばれる中、私は今、ぎゅっと狭い質問をさせていただきましたけれども、市街化調整区域とか今、そうしていたら、落合なんかは家を建てられる白地がないわけですよね。ですので、地域の活性化とか、そういうものをどうしていくんだということで、ちょっと幅広く、私の一般質問とちょっとそれてしまってくるんですけれども、白地、そちらのほうの家を建てられる土地、そういったものも努力をしていただきたいなと思います。

これで1件目については終了して、2件目の質問に入ります。

2件目、地域防犯のDX化を。

安全・安心で住みやすいまちづくりのためには、地域ぐるみでの防犯に取り組む必要があると思われます。しかしながら、地域によっては少子高齢化による人手不足などで十分な防犯対策を講ずることは難しいとも言われてきております。

近年は、過疎化した地域でも闇バイトなど凶悪な犯罪が発生している状況で、町民の不安も大きくなり、センサーつき防犯灯設置や自宅監視カメラを設置する住宅も出ております。また、テクノロジーの進化により町全体の防犯対策を講ずる自治体も増加してきているようです。

本町としても、防犯カメラは設置してきているところではありますが、さらなるDX推進により町全体及び近隣自治体と連携した防犯政策を推進してはどうか伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

次に、地域防犯のDX化をについてのご質問にお答えいたします。

防犯DXは、防犯対策にAIやデジタル技術を導入し、これまでより効果的で効率的な防犯活動を実現する取り組みのこととされております。この取組では、AI防犯カメラ、スマート街路灯、IoTセンサーなどの最新技術が活用され、例えばAI防犯カメラは人工知能を用いて、特定のエリアに侵入する不審者の検知や異常行動の早期発見などを可能にする防犯対策と言われております。

議員ご質問の、さらなるDX推進により町全体及び近隣自治体と連携した防犯対策を推進してはどうかについてお答えいたします。

D Xを活用した町や近隣自治体との連携は、防犯D Xを進める上で、やはり、みやぎセキュリティメールの活用、各自治体のウェブサイト及びS N Sを積極的に活用することで、防犯、発生状況や防災対策に関する最新情報を定期的に共有し、地域の防犯意識を高めることが期待できます。

兵庫県伊丹市や加古川市では、1,000台を超える防犯カメラの設置及びビーコン受信機とスマートフォンアプリを連動させ、見守りサービスを展開する防犯対策が多く紹介されておりました。

このほかに、自治会や町内会では防犯に限らず、様々な情報共有が行えるアプリを導入し、回覧板や掲示板の電子化によりまず連絡網がより早く情報共有でき、また相手方から返事を求めることで見守りにもつながることから、まさに合理化、効率化による防犯D X推進が期待できるものと感じております。

一方、防犯対策のデジタル技術の活用だけではなく、コミュニティ活動も重要とされており、地元の方々の見守りや挨拶運動などによる住民同士の顔見知りも大切と感じております。犯罪抑止の環境形成につながるのではないかと考えてございます。

今後、町としましても防犯活動の一部にI Tを活用するなどの効率化と住民同士のコミュニティを両立しながら、誰もが安心して暮らせる、よりよいまちづくりの実現に向けて、研さん、努力してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今、答弁をいただいて、I Tを活用するなどの効率化と、それから住民同士のコミュニティの両立というご答弁をいただきました。本当にそのとおりで、素晴らしい答弁をいただいたと思います。

コミュニティはこれからも今までもやってきているし、これからもというところだと思います。しかし、I Tのほうは、いま一つまだ進んでいない状況で、研究もまだ進んでいないのではないかなと思っているんですけれども、町の今、防犯カメラ、たしか先日、室長からお伺いしたら、24台とかとお聞きしたんですけれども、今現在カメラが何台あるのかと、これはそれぞれが独立したものかと思うんですけれども、その辺の、今ある24台のカメラの性能といいますか、役割というか、少しお聞かせい

ただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、渡辺議員の再質問にお答えしたいと思います。詳しくお答えしたほうがよろしいかと思しますので、担当、危機対策室長より回答させます。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

それでは、渡辺議員の再質問にお答えします。

本町で、防犯に限って防犯カメラを設置している台数は、議員おっしゃるとおり24台でございます。それぞれ何かにリンクしながらやっているものではなくて、単体でやっているというものでございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

24台のカメラがそれぞれ独立的に作動していると。連携はないというご答弁をいただきました。何か聞いていて、少しもったいないなという気がしております。住民でも、もみじでも、ご高齢の方が家を出て行方不明になって、今も分かっていないと聞いております。ただ、詳しくは聞けないので、そこまでの情報しかないんですけども、これが例えば、答弁いただいたように、加古川市とかそちらだったら各カメラが有機的に動いておりますので、ずっと追いかけることができるということですので、そうなると、もしそれが本町にあった場合は、そのような事例がなかったのかなと思います。

しかし、そのようなITを設置していくとなると、一方では、私的に恐れることは、

権力者による監視社会という一面もやっぱりあると思うんですよね。それは非常に怖いというところでございます。それは同じく加古川とか伊丹とかも同じで、整備したのは平成24年頃と聞いておりますけれども、導入に2年、3年という時間をかけて、市民の皆さんから、こういうことでやってどうかということで、かなり慎重に進めてきているんですね。監視社会になるのではないかと、それから子供の見守りがどうかとか、それから認知症を患った高齢の方の監視と言ったらいけないですね、行動の確認とか、見守りですね、そういったことを勘案しながら、最終的に二、三年かけて導入したというような経緯も、私が調べた範囲では、そのようなところでございました。

金額的に何ばかかったのかも分からないんですけれども、町長のご答弁をいただきましたので、長々とは質問しないんですけれども、そういったことも考察しながら研究を続けるのかどうか。町長のいま一度のご答弁をお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

カメラのみならず、いろんな技術、アプリも含め日進月歩であるかと思います。どういう形で、どういうものが、より町民の皆さんの安全・安心の見守りにつながっていくのか。加えて、プライバシーの侵害に当たらない形でどうやったら見守りできるのかという観点で、いろんな技術進歩も踏まえながら準備をしまいたいと思っています。

今年度も防犯カメラの設置をさせていただいておるわけでありましてけれども、地域の区長さん方はじめとして、大和警察署の署員の皆さん、関係機関でやっぱり情報共有をしながらお話をさせていただくこと、これも大事だろうと思いますので、関係機関の連携を密にしながら、技術進歩を捉えながら、どういう形で、予算規模の許す限り、予算措置をできるものか、今後も引き続き検討、研さんしてまいりたいと思います。お願いいたします。（「以上で一般質問を終わります」の声あり）

議 長 （今野善行君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後１時55分とします。

午後１時４４分 休 憩

午後１時５４分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

13番堀籠日出子さん。

13 番 （堀籠日出子君）

それでは、通告に従いまして２件の質問を行います。

１件目は、子育て支援住宅事業についてであります。

子育て支援住宅事業は、人口減少地域のコミュニティーの維持、宮床、吉田、鶴巢、落合、４地区の児童数減少対策と定住人口を確保するための事業であります。令和２年度から入居が始まり、今年度で、宮床地区、木造平屋11棟、戸数11戸、吉田地区、木造平屋９棟、戸数９戸、落合地区、木造２階建て２棟、戸数16戸、鶴巢地区は１区画を残し、木造２階建て４棟、戸数８戸が完了したところであります。しかし、定住促進に関する事業効果は何も見えていない状況にあります。

また、子育て支援住宅及び定住促進事業は今後も引き続き必要な事業であると考えことから、次の２要旨について伺います。

１要旨目、子育て支援住宅の住居期間終了後における定住に向けた支援策について。

２要旨、定住を目的とした新たな子育て支援住宅を設置する考えについて、町長の所見を伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、堀籠日出子議員の子育て支援住宅事業についてにお答えいたします。

初めに、子育て支援住宅事業であります。宮床及び吉田地区は各児童館跡地、落

合地区は旧落合中学校敷地を活用し、鶴巣地区は小学校周辺に公有地での適地がないことから、農家空き家等を平成29年に用地取得し、その後、各地区等からのご意見を伺いながら、宮床地区は戸建て11棟、吉田地区も戸建て9棟、鶴巣地区は共同住宅、4棟8戸、落合地区も共同住宅2棟16戸の合計44戸の整備を行い、令和2年度から供用開始し、令和6年度末でほぼ整備完了を予定しており、現在160人の方が生活をされている状況でございます。

それでは1 要旨目の、子育て支援住宅の居住期間終了後における定住に向けた支援策はについてお答えいたします。

現在、子育て支援住宅に入居時に、地域各種行事等への参加を条件に、転入で20万円、転居で15万円を、入居中は小中学生の子供の人数に応じて月額上限1万円の補助をしているところであります。

入居期限は末子が中学校を卒業するまでとなっており、現在は退去時の支援はありませんが、それぞれの地域に定住していただける施策を子育て支援入居者だけでなく、農村集落全体に定住となる施策を検討しなければならないと考えているところであります。

本町の都市計画区域には、住宅を誘導する市街化区域、市街化を抑制する市街化調整区域があり、そのほかに都市計画区域外と3区街に分類できます。宮床、吉田地区の子育て支援住宅は都市計画区域外に位置しているため、比較的、住宅建築の規制の緩い地区であります。鶴巣、落合地区は市街化調整区域であり、一般住宅の建築は難しい地区であります。

都市計画区域の区域設定は、昭和45年の仙塩都市広域計画区域において設定されたものでありまして、昭和45年以前に建築された住宅は、所有者等が変わっても建築が可能であることを周知する必要がありますことから、また落合地区の旧落合中学校に整備をした子育て支援住宅は市街化調整区域の建築ではありますが、県と協議を行いながら、住宅が建築できる地区計画により整備したものでありまして、一般の住宅建築が可能となるためには、改めて地区住民の方々への説明と地区整備計画の変更が必要になってまいります。市街化調整区域内での振興策としては、地区計画設定が有効な手だての一つと考えますので、その可能性につきまして、宮城県と協議を進めながら検討を行ってまいりたいと考えております。

2 要旨目の、定住を目的とした新たな子育て支援住宅を設置する考えはについてお答えいたします。

本町で整備いたしました子育て支援住宅は賃貸であり、一時的な住まいであるため、

地域への郷土愛などが育みにくいのではないかと考えております。町としましては、1 要旨目でも回答したとおり、市街化調整区域内に位置する地区につきましては、公有地を候補地に地区計画の設定手法を活用しながら、農村地区の活性化に向けた検討を行っていきたいと考えております。

これからの日本の人口傾向と同様に、本町におきましても、農村集落の人口減少対策は最重要課題の一つとして認識しておりますので、あらゆる角度から施策を展開できるよう検討してまいり所存であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

1 3 番 （堀籠日出子君）

ただいま町長から答弁をいただきました。何かこんなに難しい答弁になると思っていなかった。私にはちょっと難しい答弁かなと思っておりますので、その中から質問をさせていただきます。

町長の答弁で、子育て支援住宅入居時に地域の各種行事への参加を条件に、いろいろ子育て支援事業を行っております。転入で20万円、転居で15万円、入居中は小中学生の子供に応じて上限が1万円の補助をしているということですが、これだけではなくて、見ますと、子育て世帯等移住・定住応援事業補助金制度とか、それから補助対象、宮床、吉田、鶴巣、落合地区に対しましては、子育て世帯が住宅購入や新築またはリフォーム費用や土地を購入した際に補助金を交付するといった子育て世帯等移住・定住の応援の事業がございます。

また、そのほかにも親子3世帯が同居の応援事業、また空き家住宅購入支援事業など、多くの移住・定住に向けた支援事業を行っているところであります。

その中で、町長の答弁では、子育て定住支援事業につきましては、子育て支援入居者のみならず、人口減少地域全体に向けた取組が大事であるということの答弁をいただきました。そんな中で、この答弁の中にありますが、やはり人口減少地域への支援というものは本当になくてはならない、これからますます人口減少が進む中での取組というものは本当に大事であると思いますので、全体的な定住の施策の事業はこれからはぜひ進めていただかなければならないと思っております。

そこで、入居期間であります、これは子育て支援住宅の条例の中で、入居期間は

本町では中学を卒業するまでとなっておりますけれども、ほかの自治体を調べますと、入居期間は18歳の高校卒業をするまでとなっているところがほとんどの自治体であります。

私もこのことにつきましては、条例では定められてはおるんですけれども、やはり幼少の頃から新しい地域に住んで、そして幼少時期、それから小学校、中学校まで入居をして生活しているわけでありましてけれども、ここで、中学校が終わったから退去ではなくて、やはり引き続き、せめて高校を卒業するまでは同じ、これまで育ってきた環境の中で高校生活を送っていただくというのは、子供たちの精神的なことを考えたり、また地域との関わりがある中での、18歳までというのは、すごく私は人生の中で大事な、本当に部分的なことかなと思っておりますけれども、15歳から18歳までの3年間の入居の延長ということに対しては、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、堀籠日出子議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

対象年齢が一番末のお子さんが中学校3年生までと、上のお子さんが高校生の方はもちろんオーケーなわけでありましてけれども、そういう考え方も確かにあるのかなというふうな、ちょっと思いも伺っておりました。今、住まわれている方々にちょっとヒアリングをさせていただきながら、どういう形態がいいのか、少し検討してみたいと思いますが、まず子育て支援住宅でありますけれども、各従来地域にいきなり定住してくれと言ってもなかなか難しい状況の中、お試的に賃貸でまず住んでいただいて、子供さんを通じた中で、親御さんのコミュニティーが出来上がって、でき得れば、そこで出来上がった関係を維持していただく上で、同じ地域内に定住できる場所を新たに求めていただけるような、そういう施策につなげていく必要があるんだろうなと思います。

最初から、そこに買いたいですという方がもちろんいらっしゃれば、それはそれで構いませんし、そういった意味で年齢のところもちょっと考えていきながら、その方の定住先という意味で、全体に含めた定住施策になるよう、これからブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

1 3 番 （堀籠日出子君）

この定住という言葉は、子育て支援住宅に入居されて、退去後は定住につながるような施策であります。これは地域によっては戸建て住宅もありますし、隣がまたアパート式みたいなものもあるわけなので、一概には言えないんですけども、吉田の子育て支援住宅を言いますと、本当に地域の活動に積極的に参加している子育て支援住宅の皆さんでありまして、この間も新年会にお邪魔したときに、子育て支援住宅の方が、私はここにずっと住んでいたいんですというお話もいただきました。積極的に、本当に地域の行事、それから新年会や何かがあれば積極的に家族で参加する、そういう取組もされている、吉田の場合はそういう地域でありますので。

ぜひ住みたいと、子育て支援住宅の一般質問をいただいたのが平成22年だと思います。それから、令和2年の入居と、10年ぐらいいはかかっているわけなので、これから子供たちの成長において、何年間これから住んで退去するのかはそれぞれ皆別なんですけれども、やはりこの地域に住んでいたいと言う方もいらっしゃいますので、やはり退去後すぐに定住できるような、そういう施策は研究していかななくてはならない。そうすると、そんなにゆっくりも構えていられないし、なるべくいろいろな実現に向けた取組をするためには、やっぱり何年間という時間がかかるわけですので、早めにそういう退去後の定住住宅というものは準備しておかなければならないのかなと思いますので、その件、もう一度伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

吉田地区を例に取っていただいたものですから、それでお話をさせていただくと、特に学校周辺に関しては市街化調整区域から外れているエリアで、基本的には農地で、転用がかかる場所であれば、または雑種地であれば住宅が建てられるエリアでもあります。そういった中では、町として、なかなか使い切れていない町有地でありますと

かを一般の方に販売させていただくなりの方策をもって、定住していただけるような施策につなげてまいりたいなというふうに今考え、準備をさせていただいているところでありますけれども、今ふれあいセンター等々のサウンディング型調査等もさせていただいて、あの学校周辺エリアをどういう使い道がいいのかなというのをいろいろ私も考えておりますし、今後また議会の皆様方にもお諮りしながら、または時にアイデアをいただきながら、そういった形で進めていければなと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

1 3 番 （堀籠日出子君）

それでは、吉田地域を例に出してのご答弁をいただきました。

それで、吉田、宮床地区は都市計画区域外ということで、意外とこういう住宅とか建設に対しては規制が緩い地区でありますけれども、鶴巣、落合地区については市街化調整区域ということで、大分そういう建築については難しい地区であるということでは理解いたしました。

それで、町長の答弁をいただいた中で、昭和45年以前に建築された住宅は云々とありまして、こういうものがあるんでしたら、もっと地域の皆さんに周知して、そして、そういう土地は建築に利用できるんですよということを言っていただきたいなと思っただけですけれども、前の渡辺議員への町長の答弁で、45年前であっても、いろんな規制がかかっていて、なかなか建築には難しいということで理解したわけでありました。

ですが、こういうことがあるということは、やっぱり地域の皆さんに知っていただくということがすごく重要であると思ふんですね。そんな中で、もしかしたら、これまで土地の持ち主の方でも、市街化調整区域だからもう何もできないと諦めているかもしれませんし、やはり45年前に建築された住宅はこういうこともできるんですよということを地域の皆さんにぜひ周知していただきまして、そして明るい情報を入れていただいて、そして建築に取り組むということも大事ではないかなと思っておりますので、周知する必要性ということに対して、町長の考えをお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの堀籠日出子議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、住宅化を一方で抑制する、もともとの計画がある地域に対して、確かに建てられるんですが、どういう形でお知らせしたほうがいいのかなというのは正直悩むところがありました。

加えて、いろいろ誤解を生まないようにというところからいくと、45年前の建物で建てられるからと、壊して、1年以上空けてしまうと、その特約的なところが取れなくなったり、いろんな条件があるところもあって、住民の方が誤解をしないよう、加えて都市広域圏で一応約束している事項に反さないように、いかにお知らせするのか、ちょっとお知らせ方法を考えながら、お知らせする方向で何か準備をしたいと思います。

それと、子育て支援住宅にお住まいの方が定住先として、先ほど吉田の話を例として挙げさせていただいたわけでありますが、落合地区も最初の回答でもお話しさせていただいたとおり、地区計画を立てれば、落合中学校のグラウンドは宅地化が比較的容易に可能な状況となっております。そこを同じような形で使えたらという思いがあることと、鶴巣地区に関しましても、7年度のところで市街化編入の方法がないかというところを予算化して進める中で、子育て支援住宅に入られた方なりが定住する先として、定住できる場所を提供できるような策を県とも協議して、図ってまいりたいと考えておりますことを付け加えてご回答させていただきます。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

13 番 （堀籠日出子君）

町長の答弁を見ますと、何か取組方法によっては可能だという認識がすごく持たれたんですけれども、やはり難しいところはたくさんあると思うんですが、地域活性化につなげるためにも少しご苦勞をいただいて、そして難しい点をクリアしていただければと思いますので、期待しております。

続きまして2要旨目の、定住を目的とした新たな子育て支援住宅を設置する考えはについて質問いたします。

前の答弁とも重なる部分もあるんですが、子育て支援住宅に入っていたいただいた皆様

方に、今もう4年、5年に入居してからなるわけでありますけれども、この中で、入居されている皆さんの考えとか、いろんなことを聞くチャンスはこれまでなかったと思うんですけれども、入居者の方々に、この事業に対してどうお思いになっているか、またはどんなことを必要とするか、要望があるか、また、いいところがあるかとか、いろんなことがたくさんあると思うんです。

そして、入居する際には地域の行事等々に参加するという定めもありますので、その辺と関連するためにも、入居されている方々のアンケートをいただいて、それから今後の子育て支援住宅の進め方について考えていただければと思うんですけれども、アンケートをいただくことについては、町長はどのようにお考えになりますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、入られていた方の声を伺うことは大事であろうと思います。今、アンケートのやり方もDXに絡んで、スマホでいろんな内容を伺えたりということも可能になってきておりますので、検討してみたいと思いますが、加えて、まずはどんな内容をお伺いするかという中身のほうが大事だろうと思いますので、庁内でそういった点も含めて、今後の施策にどうつなげていくのかという、もちろん前向きな質問であるべきでもあろうと思いますので、中身を庁内でも議論してみたいと思います。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

13 番 （堀籠日出子君）

新たな子育て支援住宅の設置ということでお伺いしているんですが、やはり設置というと、1件目で説明いただいた市街化調整区域など、いろいろなクリアしなければならない点がたくさんありますので、この件につきましては、そんなに私は質問しなくても、1要旨目の取組の町長の答弁である程度は理解したところであります。

利用する土地の難しさというものもありますので、これからも人口減少対策地域に対しましての何とか歯止めをかけるための施策、これからもぜひ事業の達成に向けて

取り組んでいただくことを期待いたしまして、子育て支援住宅に関する質問につきましてでは終わらせていただきます。

続きまして、町の胃がん検診に胃内視鏡検診の導入をについて質問を行います。

町民の健康増進を目的として、毎年各種検診が実施されております。現在の胃がん検診はバリウム検診のみとなっており、町民の方からは胃内視鏡検査を望む声がございます。

厚労省では、市町村の胃がん検診に胃内視鏡検診が導入されたことから、胃内視鏡検診の実施に向けた取組について、9月の定例議会で一般質問を行いました。答弁では、黒川医師会、関係機関と調整に取り組むとの答弁でありましたので、次の2要旨について伺います。

1 要旨目、黒川医師会との調整経過及びその内容について。

2 要旨目、胃内視鏡検診の実施に向けた考えについて、町長の所見をお伺いします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは2件目のご質問、町の胃がん検診に胃内視鏡検診の導入につきましてお答えいたします。

今回のご質問は、昨年9月定例会での一般質問に関連するご質問のため、前回の回答と一部重複するところがございますが、あらかじめご容赦いただきたいと思います。

町の胃がん検診において胃内視鏡検診を実施する際には、厚生労働省が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、検診の実施主体となる市町村において、検診の信頼性や安全性を確保するために実施体制を整備することが求められております。

具体的には、1つ目として、検査業務の標準化、検査に携わる医師の知識や技量の均一化を図るための資格審査、検査に伴う偶発性に対する安全管理対策などを統括する胃内視鏡検診運営委員会を中心とした制度管理体制、2つ目は、胃内視鏡検診の検査を実施する検査体制、3つ目は、検査した画像をダブルチェックし、検査結果の判定を行う読影体制をそれぞれ整備することが必要となります。

前回、9月定例会議での一般質問後に、本町と同様に胃がん検診において胃内視鏡検診を実施していない富谷市、大郷町の動向を確認し、胃内視鏡検診の導入のための

黒川医師会との協議に向けて3市町が連携して検討を進めることといたしました。3市町の事前検討では、3市町それぞれの現状を踏まえ、胃内視鏡検診の実施方針や導入スケジュール等のすり合わせなどを行い、さらに宮城県対がん協会の支援もいただきながら、実施体制の検討など、黒川医師会との協議に必要な準備作業を共同で進めたものであります。

その後、11月に開催された黒川医師会理事会において、3市町から、黒川医師会の協力を得ながら令和8年度からの胃内視鏡検診の導入に向けた取組を進めることについて協議を申し入れ、了承いただいたものであります。

実施体制の2つ目に上げた検査体制の整備に向けましては、1月に黒川医師会所属の医療機関を対象に胃内視鏡検診導入に関する説明会を開催し、検診の実施要項、要件等をご説明した上で、現在、各医療機関での検査実施に関する意向確認を行っております。

今後は、黒川医師会からの推薦医師、胃がん検診専門医などで構成し、実施体制の要となる胃内視鏡検診運営委員会を設置し、検査医の認定審査、偶発症対策などの協議のほか、検査医に対する研修を実施していく予定としております。

次に2要旨目の、胃内視鏡検診の実施に向けた考えはについてであります。1要旨目で回答いたしましたとおり、町の胃がん検診に胃内視鏡検診を導入するには、黒川医師会、医療機関の協力が前提となるものであり、実施までには一定の事前協議と準備期間も必要となりますことから、3市町、歩調を合わせ、令和8年度からの実施としたものであります。

また、胃内視鏡検診の対象年齢、受診間隔、受診者の自己負担額、実施時期等につきましては、3市町の人口規模、財政事情等が異なりますことから、基本的には3市町が個別に検討するものでありますが、それぞれの事情を考慮しつつ、可能な限り統一化する調整を図ってまいりたいと考えております。

町としましては、従来の胃部エックス線検査を受けることができない方などの受診機会を拡大するとともに、検診の選択肢を増やすことで、がんの早期発見、早期治療につなげていくことを念頭に、引き続き近隣2市町及び宮城県対がん協会と連携をしながら、令和8年度から胃内視鏡検診導入に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

1 3 番 （堀籠日出子君）

令和8年度からの内視鏡検査導入に向けて準備を進めるということです、これ以上何も言うことはなくなったのかなと思ってありますが、やはり内視鏡とか、何でもそうなんでしょうけれども、こういう検診ということにつきましては大分様々な経過をたどっての実施になるのかなと思ったところであります。

また、今回のがん検診においても、厚生労働省が定める指針に基づいた中での検診を進めていくということで、本当に大変な経過をたどらなければいけないのかなと思って、ご苦勞をされるなと思っております。

1つ目、検査業務の標準化、それには医師の知識や技量の平均的な資格を求める資格検査、それから偶発症に対処する安全管理対策など、本当に内視鏡運営委員会を中心とした制度管理体制とか、また胃内視鏡の検査体制、それから検査した画像をダブルチェックする読影体制、様々あって、そして胃の内視鏡検査とかと簡単に言いますが、やはり私も内視鏡検査をやっているんですが、何もそんなことも考えないで、これまで検査を行ってまいりました。

そんな中で、このように厳重な検査体制の中で、内視鏡検査の8年度の導入に向けた取組につなげていただいたということは、本当にこれは町民にとっても、これまでなかなかバリウム検査を受けられない方、そしてまた大変だという方々にとっては、やっぱり選択肢ができたということで、すごく前向きに胃がん検診に取り組むことができるのではないかなと思っております。

その中で、胃内視鏡検査の対象、3市町が個別に検討するという答弁をいただきました。その中で、これからいろいろな検討なりを考えるんでしょうけれども、3市町が個別に検討するということになりますと、受診期間、それから受診者の自己負担額、実施時期などが変わってくると思うんですけども、ほかの自治体、宮城県の市町を見ますと、年齢、それから個別、自己負担額とかは市町によってみんなそれぞれ違っているように見えるんですけども、もし、このことについて、大和町だったらこういうふうにしたいと思うんですけどもという何か思惑みたいなものは、町長には考えとしておありでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、1市2町を合わせて、いろいろ条件設定をさせていただいているところであり
ますけれども、本町としましては、富谷市と同じく、対象年齢60歳以上で、なおかつ
2年に1回程度の頻度でというところで今検討しておるところでございます。

それと、自己負担額をどうするのか等々、財政規模にもよりますし、人口の総数に
もよるところがありますが、医師会の皆さんとともに令和8年度からの実施に向けて、
条件は極力そろえてくれというような多分意向を今いただいておりますので、ありま
すので、そういった方向で進められるのではないかなと思いますが、間違いなく令和8年
度にできるよう協議を進めたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

13 番 （堀籠日出子君）

令和8年度に向けて実施をしていただくということですので、その点については、
本当にこれまでのバリウムで苦勞された方に対してはすごくメリットになるのかなと
思っておりますし、内視鏡検診の実施によりまして、これまで選択できなかった部分
で、選択ができることによって、受診率の向上にもつながるはずでありますので、そ
のことをご期待申し上げまして、ぜひ8年度からの実施に向けた取組を行っていただ
くことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は午後2時45分からお願いします。

午後2時35分 休 憩

午後2時44分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

15番児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

それでは、私から2件お尋ねいたします。

1件目です。高等学校等の通学費助成で進路を増やせ。

遠距離通学費助成金交付事業に倣い、住居から高等学校等までの距離に応じ通学費を助成できないか。公共交通機関に頼れない保護者の経済的負担を軽減することで、児童生徒に進学先の選択肢が増え、向学心を育むことも期待できるのではないのでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、児玉金兵衛議員の高等学校等の通学費助成で進路を増やせのご質問にお答えいたします。

本町におけます各高等学校への通学手段といたしましては、比較的近距離の場合は徒歩や自転車を利用して通学する生徒もありますが、多くの生徒は公共交通機関や学校のスクールバスなどを利用するケースのほか、公共交通機関の利用が難しい場合などは保護者が自家用車で送迎するといったケースも少なくないと認識をしております。

議員ご承知のとおり、本町では現在、公共交通機関の利用促進を目的に、公共交通機関等を利用した高校生等への通学に係ります経済的な負担軽減について、子育て支援の充実を図る観点から、定期券等購入総額から1か月当たり1万円を超えた金額の半額、月額上限1万円を助成する事業を行っているところでございますが、できるだけ公共交通機関の利用を促すため、保護者による送迎の場合は対象としていないものでございます。

したがって、公共交通機関の利用が困難な地域に住んでいる生徒にとりましては、交通手段として、どうしても保護者の送迎に頼らざるを得ない状況があり、家庭にとって経済的な面も含め負担が大きいものであると認識をしているところであります。

また、本町が実施しております遠距離通学費助成金交付事業は、町内の小中学生に通学する児童生徒の保護者を対象としたもので、小学校の児童は、住居から学校まで

の通学距離が片道４キロメートル以上、中学校の生徒は、住居から学校までの通学距離が片道６キロメートル以上の場合、義務教育の円滑なる運営に資するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とし、基本的には児童生徒１人当たり月額２,０００円の助成を行っているところでございます。

しかし、高等学校等へ進学する生徒の保護者の皆様の経済的な負担を軽減し、生徒が経済的な理由で希望する進学先を諦めることなく多くの選択ができるように支援をしていくことは重要であり、このことは児童生徒の向学心を育むだけでなく、地域全体の教育水準の向上にも寄与するものと考えているところであります。

このことから、公共交通機関の利用促進を図りつつ、今後、本町が実施しております現在の支援事業の拡充も含め、さらに安定的な財源の確保を図りながら、どのような支援が適切か検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

１５ 番 （児玉金兵衛君）

では、再質問を返します。

まず現状、大和町、この町に住むからには、子供の夢や志をかなえてあげるために、家計や時間、それから仕事を一生懸命、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、ご家族、皆さんでやりくりしながら支えている。そういった苦労や、それ以上の深い愛情、その辺を共有したいと思います。どのように捉えていらっしゃいますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの児玉議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

本当に子供は家庭の宝であろうと思いますし、広く言えば、大和町内の児童生徒は大和町の宝であろうと思っているところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

その中で、ご答弁にもありました、現時点での支援策としての高等学校等の通学応援事業ですけれども、そういった今、大和町にお住まいの、公共機関を使えない。ご答弁にもありました。そういった家族の皆さんの、先ほどご答弁いただいたんですけれども、そういう思いに応えるに今の政策で十分かどうか。そこもお答えください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

決して、やはり十分ではないのかなという認識を持っておりますので、今後どういう形での支援がよろしいのか、ぜひ学びたい道に進んでいただけるような応援を町としてもどういう形でできるのか、今後検討していくべき事項であるなという認識で今おります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）

一方、地元の、特に小学生を対象にした遠距離通学費の助成、こちら現在は20家族に対して月2,000円、ガソリン代ですね、それを補助しているわけでございますけれども、こういった20家族ですけれども、鶴巣、落合、吉田の遠隔地にお住まいのご家族、それから、そこから通う児童生徒に非常にきめ細かく対応されている現在の政策に対して、どのように捉えていらっしゃるでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

金額の大小はちょっと議論の余地があるのかなという気がしておりますが、義務教育における教育機会の均等を図るという観点からして、必要な事業なんだろうと思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

町長は今回の施政方針演説の中で、切れ目のない子育て支援の充実というものを非常に大きな重要な柱として掲げていらっしゃいます。小学校、中学校、義務教育、それから子供たちが高校へ進学する、大きくこれから羽ばたく、そういった、いわゆる将来世代、それから、それを支えるご家族の皆様、子育て世代に向けて、どうなんでしょう、義務教育とか公共交通政策の一環という、たががゆえに、寄り添う姿勢が薄れてしまうのではないか。

逆に言うと、高校にステップアップする段階で、これから少子化の時代、次の将来の担い手づくりのためにも、より強い寄り添う姿勢で支援をしなくてはいけないのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

昨日、国の衆議院が予算通過したわけでありましてけれども、高校の授業料実質無償化もあって、義務教育の考え方の範囲が多少広がる、ちょうど情勢の変化のタイミングなのかなという気がしております。

そういう中で、今現在、本当に高校進学は当たり前の状況になってきている中、本当に将来を担う若者がいろんな道を経済的な制限なく選択できる社会であるべきだろ

うなという思いをすると、町としても何らか、こういった事業の転換のポイントではないかなと捉えておりますので、ぜひ7年当初始まった中で、どういう形が公平で、かつ応援可能な範囲なのかという部分、検討してまいりたいなという思いで伺っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

応援の仕方、政策の立てつけを、義務教育とか、それから公共交通機関の利用促進とか、そういった部分よりさらに優先する大事なことでと思いますので、立てつけから研究し直していただきたいと思います。

今動いている、にぎわい創出事業、それから第五次総合計画の住民の声を集める段階でも特に多かったと思うんですけども、この町に暮らしていて、ウイークポイントは、弱みはというところで、やっぱり子育て世代を中心に、公共交通機関が弱いというのは一番に上がることでと思います。

そうすると、町長、弱みを逆に、周りの自治体が羨む、この町の強みは一体何でしょう。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

この町の強みという意味では、やはり、この七ツ森の大自然に囲まれた風土で培われた幅広い人間性を持った子供たちがたくさんいることだろうと思っている次第であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

そうですね。恵まれた自然、それから文化、それから町長のご答弁の中で大事なポイントだと思ったことは、一番最後に、安定的な財源、政策立てつけを直すときの財源は大事だよなという話をいただきました。

それで私は今、逆に強みはとお聞きしたんですけれども、大自然とプラスして、やはり企業立地、企業集積だと思います。

そして、企業を集積するだけではなくて、各課全体で、企業を大和町のまちづくりに大いに参画してもらうように今、一生懸命推進していることだと思います。企業説明会やオープンファクトリー、それからもう少し下の子供たちに充てたプログラミング教室とか、後は様々な包括連携協定、河北新報、ずっと度々上がってきますけれども、そういった企業からの応援、例えば基本的なことですが、納税とか、企業版ふるさと納税も含めてなんですけれども、それからファンドですね、企業の社会貢献の気持ちをそういった部分に生かしたりとか、大和町の弱みである公共交通政策を、逆に大和町の強みである企業集積、それからまちづくりの参画でカバーして、さらに強みへと、タウンモビリティも含めて伸ばしていけないかと考えるわけです。

これは一つの提案なんですけれども、意見の最後になるんですが、これは町長がいつもおっしゃっている職住近接のまちづくりにもつながっていく提案だと思います。子供たちを地域ぐるみだけではなくて、我が町の強みである企業も含めて、本当に地域ぐるみ、企業ぐるみで、みんなで育てていくと。そういった中で、大和町の弱みも克服できる可能性を探っていただきたいと思います。1件目の最後にご答弁をいただきます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

児玉議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、多くの企業様に集積をしていただいています。もちろん経済活動のみならず、いろんな文化活動または環境保全活動等にも活躍をいただいている状況でございます。より大和町の多くの児童生徒の方々に、企業さん方が求められる教育水準にレベルアップをしていただきながら、企業さん方も良質な雇用または良質な従業員として雇っていただけるような好循環を生み出せるよう、企業様方ともこれ

から継続してお話を申し上げてまいりたいと思いますし、加えて「職」「住」、仕事と住むところではなくて、それに加えて、今度食べるほうの「食」と、少し遊ぶの「遊」、それを加えた、少し遊べるところ、加えて、ちゃんと自分たちで食料、食べられるところと、一つのキーワードに今年は加えて、この4文字を一つのキーワードとして、いろいろ考えていきながら、企業さん方とも持続可能な関係性を維持できるよう旗振りをしてまいりたいなと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

では、2件目に移ります。武道館の早急な修復を。

にぎわい創出のとりでである大和町武道館は築96年を経てなお現役であります、建築物の意匠の随所に深刻な破損や劣化が見られます。早急に修復を実施すべきであります。

令和5年12月定例会議の一般質問において、国登録有形文化財を目指す方向性を最後に示されましたが、現在の考えはいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

次に2件目の、武道館の早急な修復をのご質問にお答えします。

大和町武道館は昭和4年に吉岡尋常高等小学校の講堂兼雨天の体操場として建設をされ、昭和48年の吉岡小学校新校舎、体育館完成を機に町民体育館となり、昭和51年に大和町武道館と名称を改め、現在まで剣道や柔道、空手などのスポーツのほか、島田飴まつりなどの様々な行事でも地域の皆様にご利用いただいております。

ご質問の、令和5年12月定例会議の一般質問において、国登録有形文化財を目指す方向を示しましたが現在の考えはについてお答えいたします。

当初、国の登録有形文化財への登録を目指し、宮城県に国への申請に必要な資料の確認や調査、情報収集なども行いながら準備を進めておりましたが、町では吉岡

中町市街地を中心とする旧エンドーチェーン跡地を取得し、吉岡中町地区の空間整備を検討する中で、本陣案内所から武道館等を含む地域を一体的に整備することで、地域のにぎわい創出に向けた地方創生交付金等の有利な補助が受けられる可能性があることが判明しましたことから、まずはそれらの整備を優先させ、より効果的な利活用の可能性を検討することとしたものでございます。

今後は、地方創生交付金を活用することで文化財の価値を最大限に生かしながら、地域のにぎわい創出、活性化を図り、観光振興につながる取組について、さらに検討、推進してまいりたいと考えております。

なお、国の登録有形文化財の登録につきましては、にぎわい創出事業の整備後に改めて申請を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

それでは、再質問を始めます。

私が1期目のときに同じような質問をしたことがございます。そのときは、周辺の整備と一体的に進めていくという、今回もちょっとその域を出ないのかなと。そして、私は破損や劣化がすごく心配で、早急に修復をお願いしたいと、今回、一般質問で尋ねているんですけれども、そこに対する直接的なお答えがまだ見えないので、その辺を中心にちょっと探っていきたいと思います。

まず、タイムリーな話なんですけれども、広報たいわの3月号に吉岡小の体育施設の開放の記事がございまして、その中心になるのは、やっぱり近隣の武道館で今活動されている団体の意向みたいなことが含まれているのかなと思いますが、その先、そうすると活用団体が移動した後、その後の武道館の今後のイメージと直近のイメージというのは、例えば別な利活用にすぐ供されるのか、それとも中が少し空いた分、修復とか保存とか、そういった調査に入られたりとか、どういう方向なんでしょうか。まず、そこからお伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、吉岡小学校が完成した後、体育館もちろん完成するわけですが、今ご利用いただいている皆様方には安全性等々も考えながら、新しく出来上がる小学校の体育館へのご移動を、お勧めをまずはさせていただきたいと思います。

加えて、昨年12月には、国の有形文化財の登録を先に急いだほうがいいのかと思った一つが、地方交付税が不交付な団体である中、古民家再生協会の力をお借りした再生プログラムがなかなか、それは通らないだろうという思いでいた中で、新しく利用するための設計費だけでも補助をもらえるのであればというところで、有形文化財の登録を急いだわけでありましたが、その後、古民家協会等ともいろいろ打合せをさせていただく中で、対象となり得るという話を宮城県の支部長さんからもいただいた中で、そうしますと設計費だけではなくて、工事費の大半が国からの交付金でできる話になるものですから、そちらを進めたほうがというところで方針転換をさせていただいたことも事実であります。

4月、新年度以降、古民家協会さんとも提携の契約をさせていただきながら、具体に進むよう、これから準備をしてまいるつもりで、令和7年度、具体的に動き出したと考えてございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

ただいまのご答弁の古民家再生のプログラムを選択というか、それはご答弁の中にある地方創生交付金等を活用しての「等」の部分に入られますか。

では、そういった種々の交付金を集めて、しっかりそれを活用して、これから一体的な保存、整備に入るということなんですけれども、前回私が質問したときのご答弁にもあるように、一体的な整備、全体的に進める中で、なかなか私が心配しているところに手が届かないという状況があるんですけれども、今回も地方創生交付金とか、それから古民家再生プログラムはちょっと、すごく興味があるんですけれども、例えば国の有形文化財登録に進めるのであれば、その物件に直接手を加えるという、早速

入るということだと思うんですけども、一体的な整備の中でロードマップというか、優先順位というか、私が一番気にしている武道館の保全ということに対して、どういう優先順位づけをされているのか。そこをお聞きしたいんです。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ロードマップの作成はこれからになるのが正直なところなんですけれども、まずは上町40番地の有効活用も含めて、ワークショップを開催させていただきながら、面的整備の中で、どういう施設があったらいいんだというお話を住民の皆様方にもお入りいただいて、まずそのプランをつくることを進めたいなと思っております。

加えて、古民家協会にリノベーションなりをしていただく際にも、外観は近代化遺産的なところで、いろいろ資料として保存されているわけではありますが、外観を変えなければ、リノベーションした後も有形文化財の登録は可能だということで、古民家協会さん及び所管の館長からもお話を伺っているものですから、最終的には有形文化財の登録もしながら、あの趣を残した中で、本屋さんの意向があれば、本屋さんのお話もあるかも分かりませんし、喫茶店も併用したような話もありますし、いろんなご提案を古民家協会さんからもいただいておりますので、そういった中身も住民の皆さんとお話をしながら、まずは来年度は方向性を決める年としていただきながら、具体的なロードマップの作成も行ってみりたいと思っている次第であります。

以上です。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

なるほど。にぎわいと、それこそ一体となって、その中で地域住民の皆さんとともに利活用を考えていくという方向、よく分かりました。

古民家協会、イノベーションというと、なかなか私のイメージと何かちょっと違うのかなと、違和感も少し感じます。まず、今の和町武道館、旧尋常小学校の講堂、その修復のための設計図とか、それから、すばらしい意匠がたくさん施されている

んですけども、意匠のデザインとか、そういった資料、設計図は保管されているでしょうか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。
図面までは来てはおらないんですが、具体的なデザインまたは意匠の関係につきましては、平成14年3月30日に発行されました宮城県教育委員会発行の資料で、いろいろ近代遺産としてうたわれているものがございますので、そういった内容も残しながら、新しく利活用の方法を探ってまいりたいと思ってございます。
私自身は手元には持ってはいるんですが、いろんな構造、意匠記録として東北歴史博物館が編集したものがございますので、これを使わせていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）
すみません、資料をいろいろひっくり返していただき、そういった組織が資料をまとめるために、たたき台にした図面があるはずでございまして、そういった図面、デザイン画、そういうものがこの町にとっても第1級の資料でございまして、リノベーションと申しますけれども、この建物の歴史、文化的な価値というか、そういうものを最大限に引き出すには、町長も施政方針でおっしゃられているとおり、この町の地域資源の力を、魅力を最大限に引き出すためには、武道館は武道館で、そのものの意匠を完全に修復するのが私は理想であって、その後、中の利活用、その都度いろんなことで活用すれば、意匠、武道館の姿そのものが世界に誇る近代化遺産、日本が誇る、世界に誇る建物で、たたくまいであれば、その中でやることは全て映えるような気がいたしますが、いかがでしょう。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

近代史の遺産としてなっておるわけでもありますけれども、いろいろ文化的な価値等々、県の教育委員会等々に、または国ともいろいろお話しした中、もちろん一番高いものは国宝になるわけではありますが、そこまではいかず、国の有形文化財程度というところがまず現状であろうなという回答をいただいている中であります。

その地位に見合うような形で残していけるよう、また、より財政負担を少なくできるよう、国の交付金等を充当できるよう関係機関に働きかけをして、リノベーションし、にぎわいの場とできるように努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

今回は、にぎわい創出の事業と一緒に一体的に進めるというご答弁でありましたけれども、記憶に新しいと思いますが、昨年の12月、初めて島田飴まつり伝承会で武道館をイベント会場として活用いたしまして、そもそも吉岡の宿場町中心部では、吉岡八幡神社と武道館のロケーションというものは、訪れる方に対して物すごく印象に残る思い出深い景観として映るということなんですけれども、さらにその中も、景観を見せるだけではなくて、中も活用して、外からいらっしゃる方も思い出深いし、中で、町のプレーヤーとして活躍する人たちもよりどころにできる、非常に大和町の地域資源として、これからのにぎわいの創出について重要な施設であると思います。

今回のエンドーチェーンの元社有地の取得も含めて、そういった、今まで商店街、中心市街地に足りなかった広いスペース、そして、なかなか手をつけることができなかった趣深い施設、そういったものを、これからの中心市街地の整備、吉岡小学校もそうですけれども、いろいろうまく組み合わせてスペースをつくったり、空きをうまくつくっていただいて、その中に、これから次世代も含めて、町民の方のまちおこしとか、夢とか、今大和町に住んでいる方々の幸福度を上げるような、夢中になるような活動を空き地や建物の中にうまく収めて、誘導して、きっかけをつくっていただき

たいと思います。

最後に、町長の今回の施政方針演説の一番最後にも、1問目と2問目を合わせた総括をいただきたいんですけども、町内にある現有資産を十分に最大限魅力を引き出して、大和町らしい、数で一番を競うのではなくて、この町だけのオリジナルのナンバーワンを目指していただきたいと思うんですけども、そういうまちづくりの実践、そして次の世代を担う次世代の今の子供たちに将来必ず戻ってきてもらえるような、すばらしい幸福体験、愛情を注ぐということが、新しい浅野町長に求められる、この町ならではのスタイルなのではないかなと思います。

1件目も2件目も、施政方針演説に絡めた町長の姿勢をお聞きする質問でございました。最後、総括をお願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にでき得る限りお答えしたいと思いますけれども、本当にこの町にしかないものをいかに伸ばしていくのかという中で、確かに人口だけを追うのではなく、今ここに住んでいらっしゃる町民の方、これからも住んでいただける方がより幸福に、幸せに暮らしていただける、そういった環境をつくっていくことが私の仕事なんだろうと思う中で、本当に今現在ややもすると、特に吉岡でいくと、空き地が出るとアパートだけどんどん建設が進んでいく中、馬場議員の一般質問の中でもちょっとお話がありましたが、どちらかというところ、これまでは、ある施設にぎゅうぎゅう何でも閉じ込めてしまう、そんな感じであった部分、ある程度余裕もないと新しいものも生まれないだろうなという思いもする中、総合計画にももちろん基づく中でとはなりますが、将来的な50年先、100年先の大和町の町を見据えた中で、どういう施設の配置があるべきなのか、どういう配置をしたらより住みやすい町なのか等々を広く考えながら、本当に若いお子様方にいろいろ羽ばたいて、大きく、いろんな自分の思いを持った中で羽ばたけるような後押しをさせていただきながら、本当に将来的にはいずれ大和町に戻ってきて、また生活してもらえるような、そんな町であるよう、議員皆様方のいろんなご意見も参考にさせていただきながら、これからも長い目でまちづくりの構想を描いてまいりたいと思います。

以上であります。（「これで一般質問を終わります」の声あり）

議 長 （今野善行君）

以上で児玉金兵衛君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日 3 月 7 日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 2 2 分 延 会